

I P データ通信網サービス契約約款

令和8年4月1日

楽天モバイル株式会社

目次

第1章 総則	9
第1条（約款の適用）	9
第2条（約款の変更）	9
第3条（用語の定義）	9
第2章 IPデータ通信網サービスの種類等	15
第4条（IPデータ通信網サービスの種類）	15
第5条（IPデータ通信網サービスの品目等）	18
第6条（外国における取扱いの制限）	18
第3章 IPデータ通信網サービスの提供区間等	18
第7条（IPデータ通信網サービスの提供区間等）	18
第4章 契約	18
第7条の2（契約者の本人性確認）	18
第1節 オープン通信網サービスに係る契約	19
第8条（契約の単位）	19
第9条（オープン通信網契約申込の方法）	19
第10条（オープン通信網契約申込の承諾）	19
第11条（最低利用期間）	20
第12条（特定協定事業者の契約の解除等に伴うオープン通信網契約の扱い）	20
第13条（インターネット接続サービスの通信利用の制限）	20
第14条（契約者回線の終端）	21
第15条（品目等の変更）	21
第16条（その他の契約内容の変更）	21
第17条（契約者回線の移転）	21
第18条（利用の一時中断）	21
第19条（権利の譲渡の禁止）	21
第20条（オープン通信網契約者が行うオープン通信網契約の解除）	22
第22条（その他の提供条件）	22
第2節 音声通信サービスに係る契約	22
第1款 第1種音声通信サービスに係る契約	22
第23条（契約の単位）	22
第24条（他社接続契約者回線の収容）	22
第25条（第1種音声通信契約申込の方法）	22
第26条（第1種音声通信契約申込の承諾）	23
第27条（音声通信番号）	24

第 28 条 (最低利用期間)	24
第 29 条 (契約者識別番号の数の変更)	24
第 30 条 (回線収容機能の変更)	25
第 31 条 (発信番号通知)	25
第 32 条 (アクセス回線共用化)	25
第 33 条 (II 型契約者回線の終端)	26
第 34 条 (品目等の変更)	26
第 35 条 (その他の契約内容の変更)	26
第 36 条 (契約者回線の移転)	26
第 37 条 (利用の一時中断)	26
第 38 条 (権利の譲渡の禁止)	27
第 39 条 (当社が行う音声通信網契約の解除)	27
第 40 条 (協定事業者の契約の解除等に伴う音声通信網契約の扱い)	27
第 41 条 (その他の提供条件)	27
第 2 款 第 2 種音声通信サービスに係る契約	27
第 42 条 (第 2 種音声通信契約申込をすることができる者の条件)	27
第 43 条 (契約の単位)	28
第 44 条 (第 2 種音声通信契約申込の方法)	28
第 45 条 (第 2 種音声通信契約申込の承諾)	28
第 46 条 (音声通信番号)	28
第 47 条 (契約事業者の契約の解除等に伴う第 2 種音声通信契約の扱い)	29
第 48 条 (契約者識別番号の数の変更)	29
第 49 条 (発信番号通知)	29
第 50 条 (利用の一時中断)	30
第 51 条 (権利の譲渡の禁止)	30
第 52 条 (音声通信網契約者が行う音声通信網契約の解除)	30
第 53 条 (当社が行う音声通信網契約の解除)	30
第 54 条 (その他の提供条件)	30
第 3 款 削除	30
第 4 款 削除	30
第 5 款 第 5 種音声通信サービスに係る契約	30
第 68 条の 2 (第 5 種音声通信契約申込をすることができる者の条件)	30
第 68 条の 3 (契約の単位)	31
第 68 条の 4 (第 5 種音声通信契約申込の方法)	31
第 68 条の 5 (第 5 種音声通信契約申込の承諾)	31
第 68 条の 6 (音声通信番号)	32

第 68 条の 7 (契約者識別番号の数の変更)	32
第 68 条の 8 (発信番号通知)	32
第 68 条の 9 (利用の一時中断)	32
第 68 条の 10 (権利の譲渡の禁止)	32
第 68 条の 11 (音声通信網契約者が行う音声通信網契約の解除)	32
第 68 条の 12 (当社が行う音声通信網契約の解除)	33
第 68 条の 13 (その他の提供条件)	33
第 3 節 メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約.....	33
第 1 款	33
第 69 条から第 71 条削除.....	33
第 2 款 第 2 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約.....	33
第 72 条 (第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)	33
第 73 条 (契約の単位)	33
第 74 条 (第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)	34
第 75 条 (第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)	34
第 75 条の 2 (音声通信番号)	35
第 76 条 (登録内容の変更)	35
第 77 条 (発信番号通知)	35
第 78 条 (音声通信契約の解除に伴う第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い)	36
第 79 条 (権利の譲渡の禁止)	36
第 80 条 (第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除)	36
第 81 条 (当社が行う第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の解除)	36
第 82 条 (その他の提供条件)	36
第 3 款 第 3 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約.....	36
第 82 条の 2 (第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)	36
第 83 条 (契約の単位)	37
第 84 条 (第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)	37
第 85 条 (第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)	37
第 86 条 (音声通信番号)	37
第 87 条 (登録内容の変更)	38
第 88 条 (発信番号通知)	38
第 89 条 (権利の譲渡の禁止)	38
第 90 条 (第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除)	38

第 91 条 (当社が行う第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の解除)	39
第 92 条 (その他の提供条件)	39
第 4 款 第 4 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約	39
第 93 条 (第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)	39
第 94 条 (契約の単位)	39
第 95 条 (第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)	39
第 96 条 (第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)	39
第 97 条 (音声通信契約の解除に伴う第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い)	40
第 98 条 (権利の譲渡の禁止)	40
第 99 条 (第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除)	40
第 100 条 (当社が行う第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約の解除)	40
第 101 条 (その他の提供条件)	41
第 5 款 削除	41
第 6 款 削除	41
第 7 款 削除	41
第 8 款 第 8 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約	41
第 122 条 (契約の単位)	41
第 123 条 (第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)	41
第 124 条 (第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)	41
第 125 条 (音声通信番号)	42
第 126 条 (登録内容の変更)	42
第 127 条 (発信番号通知)	43
第 128 条 (権利の譲渡の禁止)	43
第 129 条 (第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除)	43
第 130 条 (当社が行う第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約の解除)	43
第 131 条 (その他の提供条件)	44
第 5 章 付加機能	44
第 132 条 (付加機能の提供)	44
第 6 章 回線相互接続	44
第 133 条 (当社又は他社の電気通信回線の接続)	44
第 7 章 利用中止及び利用停止	45
第 134 条 (利用中止)	45
第 135 条 (利用停止)	45
第 136 条 (接続休止)	46

第8章 通信	47
第137条（通信利用の制限等）	47
第138条（通信時間等の制限）	47
第139条（他社接続回線、DSL回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線又は他社接続契約者回線による制約）	48
第140条（通信時間の測定等）	48
第9章 料金等	48
第1節 料金及び工事に関する費用	48
第141条（料金及び工事に関する費用）	48
第141条の2（債権の譲渡）	48
第2節 料金等の支払義務	48
第142条（使用料の支払義務）	48
第143条（電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務）	50
第145条（工事費の支払義務）	51
第146条（Ⅱ型契約者回線等変更時の取り扱い）	51
第3節 料金の計算方法等	51
第147条（料金の計算方法等）	51
第4節 保証金	51
第148条（保証金）	51
第5節 割増金及び延滞利息	52
第149条（割増金）	52
第150条（延滞利息）	52
第10章 保守	52
第151条（契約者の維持責任）	52
第152条（契約者の切分責任）	52
第153条（修理又は復旧の順位）	53
第11章 損害賠償	53
第154条（責任の制限）	53
第155条（免責）	54
第12章 雑則	55
第156条（承諾の限界）	55
第157条（利用に係る契約者の義務）	55
第158条（契約者から契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）	56
第159条（IPデータ通信網サービスの技術的事項）	56
第160条（利用上の制限）	56
第161条（利用限度額）	56

第 162 条 (契約者からの通知)	57
第 163 条 (契約者の氏名等の通知)	57
第 164 条 (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)	57
第 165 条 (法令に規定する事項)	58
第 166 条 (閲覧)	58
第 167 条 (債権譲渡)	58
第 168 条 (会社名等の取扱い)	58
第 169 条 (反社会的勢力の排除)	58
第 170 条 (定めのない事項)	59
第 13 章 附帯サービス	59
第 171 条 (附帯サービス)	59
別記	59
1 IP データ通信網サービスの提供区間等	59
1 の 2 特定協定事業者	60
2 契約者の地位の承継	60
3 契約者の登録情報の変更	60
3 の 2 IP データ通信網サービスにおける禁止事項	60
3 の 3 その他の提供条件 (契約承諾時) について	61
4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	62
5 自営端末設備の接続	62
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	63
7 自営電気通信設備の接続	63
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	64
8 の 2 当社の維持責任	64
8 の 3 当社が行う自営端末設備等の状態確認	64
9 契約者に係る情報の利用	64
9 の 2 IP アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等	65
9 の 3 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	65
9 の 4 特定協定事業者の電気通信サービスの契約	66
9 の 5 総合品質の基準	66
9 の 6 料金明細内訳書の送付	67
9 の 7 インターネット明細機能	67
9 の 8 当社が別に定めるインターネット接続サービス	67
10 新聞社等の基準	67
料金表	68
通則	68

第1表	料金	71
第1	使用料（付加機能及び端末設備に係るものを除きます。）及び利用料	71
第2	付加機能に係る使用料	102
第3	電話ユニバーサルサービス料	116
第3の2	電話リレーサービス料	116
第4	再請求書発行手数料	117
第2表	工事に関する費用	118
1	オープン通信網契約に係るもの	118
2	音声通信契約に係るもの	119
3	付加機能に係るもの	120
4	通話録音機能に係るもの	121
第3表	附帯サービスに関する料金	121
1	申請手数料	121
2	ドメイン名維持管理料	122
3	料金明細内訳書の送付手数料	122
4	請求書等発行手数料	122
5	支払手数料	122
別表1	基本的な技術事項	123
1	第1種オープン通信網サービス	123
別表2-1		124
(1)	直加入電話等設備に係るもの	124
別表2-2		128
(1)	直加入電話等設備に係るもの	128
(2)	携帯自動車電話設備に係るもの	131
別表2-3		131
別表3		131
別表4		132
(1)	直収通信設備	132
(2)	加入電話等設備	132
(3)	他社直加入電話等設備	132
(4)	公衆電話設備	133
(5)	携帯自動車電話設備	133
第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに関する特約		134
第1条	（特約の適用）	134
第2条	（特約の申込み条件）	134
第3条	（サービスの変更・廃止等）	134

附則.....	135
---------	-----

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このIPデータ通信網サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりIPデータ通信網サービス（当社が本約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社はIPデータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を本約款により提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項各号に該当する事項の変更を行うときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

第3条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IPデータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IPデータ通信網サービス	IPデータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 IPデータ通信網サービス取扱所	IPデータ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6から13まで	削除
14 オープン通信網契	当社からオープン通信網サービスの提供を受けるための契約

約	
15 オープン通信網 契約者	当社とオープン通信網契約を締結している者
16 第1種音声通信 契約	当社から第1種音声通信サービスの提供を受けるための契約
17 第1種音声通信 契約者	当社と第1種音声通信契約を締結している者
18 第2種音声通信 契約	当社から第2種音声通信サービスの提供を受けるための契約
19 第2種音声通信 契約者	当社と第2種音声通信契約を締結している者
20から21まで 削除	
22から23まで 削除	
23の2 第5種音声 通信契約	当社から第5種音声通信サービスの提供を受けるための契約
23の3 第5種音声 通信契約者	当社と第5種音声通信契約を締結している者
24 音声通信契約	第1種音声通信契約、第2種音声通信契約又は第5種音声通信契約
25 音声通信契約者	第1種音声通信契約者、第2種音声通信契約者又は第5種音声通信契約
26から27まで 削除	
28 第2種メディア ゲートウェイホス ティング契約	当社から第2種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約
28の2 第2種メデ ィアゲートウェイ ホスティング契約 者	当社と第2種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者
28の3 第3種メデ ィアゲートウェイ ホスティング契約	当社から第3種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約
28の4 第3種メデ ィアゲートウェイ ホスティング契約 者	当社と第3種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者

29 第4種メディアゲートウェイホスティング契約	当社から第4種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約
29の2 第4種メディアゲートウェイホスティング契約者	当社と第4種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者
29の3から29の4まで削除	
29の5から29の6まで削除	
29の7 第8種メディアゲートウェイホスティング契約	当社から第8種メディアゲートウェイホスティングサービスの提供を受けるための契約
29の8 第8種メディアゲートウェイホスティング契約者	当社と第8種メディアゲートウェイホスティング契約を締結している者
30 メディアゲートウェイホスティング契約	第2種メディアゲートウェイホスティング契約、第3種メディアゲートウェイホスティング契約、第4種メディアゲートウェイホスティング契約、又は第8種メディアゲートウェイホスティング契約
31 メディアゲートウェイホスティング契約者	第2種メディアゲートウェイホスティング契約者、第3種メディアゲートウェイホスティング契約者、第4種メディアゲートウェイホスティング契約者、又は第8種メディアゲートウェイホスティング契約者
32 IPデータ通信網契約	オープン通信網契約、音声通信契約又はメディアゲートウェイホスティング契約
33 契約者	オープン通信網契約者、音声通信契約者又はメディアゲートウェイホスティング契約者
33の2 利用者	契約者から本サービスの利用の許諾を受けた者
34 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点

35 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
36 特定協定事業者	協定事業者のうち別記1の2に掲げる者
37 削除	
38 II型契約者回線	IPデータ通信網契約に基づいて、当社がIPデータ通信網サービス取扱所に設置する交換設備等(交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)とその交換設備等のあるIPデータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
39 契約者回線	II型契約者回線
40 他社接続回線	相互接続点を介してIPデータ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、別記9の4の(1)に掲げる特定協定事業者の契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
41 削除	
42 DSL回線	(1) 別記9の4の(3)のア又は当社が別に定める契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備 (2) 別記9の4の(3)のウに掲げる契約に基づいて特定協定事業者が提供するDSL等接続専用サービス(利用回線型サービスに係るものに限り、)に係る電気通信回線及びその電気通信回線に係る相互接続点と音声通信ポートとの間に当社が設置する電気通信回線から成るもの
43 DSL方式に起因する事象	DSL回線に係る電気通信設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信設備等からの信号の漏洩又はDSL回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、そのDSL回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)
44 光アクセス回線	別記9の4の(4)又は当社が別に定める契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備
45 協定事業者の契約者回線	相互接続点を介してIPデータ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
46 他社接続契約者	相互接続点を介してIPデータ通信網と相互に接続する電気通

回線	信回線(別表3に掲げる協定事業者の契約に基づいて設置されるものに限り、)であって、協定事業者がその電気通信回線の契約者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
47 契約者回線等	契約者回線、他社接続回線、DSL回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線又は他社接続契約者回線
48 削除	
49 リモートアクセス番号ポート	当社が別に定めるアクセス番号サービスに基づいて当社がIPデータ通信網に設置する機能
50から52まで 削除	
53 インターネットゲートウェイ	相互接続点(インターネット接続事業者との相互接続点とします。)、接続点(当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。)又は当社が必要により設置する電気通信設備との間に当社が設置する電気通信設備
54 占有型インターネットゲートウェイポート	インターネットゲートウェイであって、特定の1のII型契約者回線(第1種オープン通信網サービスに係るものに限り、)を収容するためのもの
55 削除	
56 オープン通信網収容部	相互接続点を介して別記1の2の(2)に規定する特定協定事業者の電気通信設備と接続するために、IPデータ通信網サービス取扱所に設置される電気通信設備
57 削除	
58 メディアゲートウェイホスティング装置	メディアゲートウェイホスティングサービスを提供するために当社がIPデータ通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備であって、音声通信契約に基づいて付与された音声通信番号を使用することにより、音声通信を一旦終端させた後に他の電気通信設備と接続することができるようにするもの
59 音声通信ポート	音声通信サービスにおいて、特定の1のII型契約者回線、メディアゲートウェイホスティング装置を収容し、又は相互接続点を介して他社接続契約者回線若しくは光アクセス回線と接続するためにIPデータ通信網サービス取扱所に設置される電気通信設備
60 回線収容機能	他社接続契約者回線を収容するために、当社が設置する電気通信設備
61 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
62 契約者識別符号	オープン通信網サービスに係る契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、オープン通信網契約に基づいて当社が

	オープン通信網サービスに係る契約者に割り当てるもの
63 契約者識別番号	音声通信サービスに係る契約者を識別するための数字の組合せであって、音声通信契約に基づいて当社が音声通信サービスに係る契約者に割り当てるもの
64 契約者識別符号等	契約者識別符号又は契約者識別番号
65 内線番号	内線通信を行うために利用する番号。
66 内線通信	内線番号により特定される端末設備相互間で行う通信（インターネット経由による接続を含みます。）
67 利用者識別符号	グループ識別符号と利用者識別付加符号から構成される英字及び数字の組合せ
68 アクティブ利用者識別符号数	協定事業者の契約者回線を使用してオープン通信網収容部に接続し、通信を行った利用者識別符号の数（利用者識別符号が同一のときは、その数にかかわらず1つとします。）
69 直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則別表第1に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）又はIP電話設備（電気通信番号規則別表第6に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。）であって、別表2-1又は別表2-2に掲げる当社又は協定事業者との契約に基づいて設置されるもの
70 公衆電話設備	別表2-3に掲げる協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
71 携帯自動車電話設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第4に規定する電気通信番号により識別される協定事業者に係るもの
71の2 ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備	別表2-1に掲げるワイドスター通信サービス契約約款に係る電気通信設備
72 削除	
73 直加入電話等設備等	直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備
74 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

75 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
76 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
77 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
78 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
79 電話ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
80 電話リレーサービス料	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。

第 2 章 I P データ通信網サービスの種類等

第 4 条（I P データ通信網サービスの種類）

I P データ通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
オープン通信網サービス	インターネットゲートウェイ又はオープン通信網収容部を介して符号又は映像の伝送交換を行う I P データ通信網サービス
音声通信サービス	II 型契約者回線等（第 3 項に定める II 型契約者回線、他社接続契約者回線、D S L 回線、光アクセス回線、他社接続回線、メディアゲートウェイホスティング装置又は当社が別に定めるインターネット接続サービスの契約回線をいいます。以下同じとします。）に係る次の音声通信（インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信をいいます。以下同じとします。）を行うことができる I P データ通信網サービス (1) II 型契約者回線等から直加入電話等設備等又は外国への音声通信 (2) 直加入電話等設備等又は外国から II 型契約者回線等への音声通信

	(3) 公衆電話設備からII型契約者回線等への音声通信
メディアゲートウェイホスティングサービス	メディアゲートウェイホスティング装置を介して音声通信を行うことができるIPデータ通信網サービス

2 オープン通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種オープン通信網サービス	II型契約者回線を設置し、占有型インターネットゲートウェイポートに接続して提供するオープン通信網サービス

3 音声通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
第1種音声通信サービス	II型契約者回線（音声通信ゲートウェイ機能に係るものを除きます。）を設置し、又は他社接続契約者回線と接続して提供する音声通信サービス
第2種音声通信サービス [IP電話サービス]	(1) DSL回線又は光アクセス回線（当社が別に定める契約に基づいて設置されるものであって、音声通信ゲートウェイ機能に係るものを除きます。）と接続して提供する音声通信サービス (2) II型契約者回線等のうちメディアゲートウェイホスティング装置のみと接続して提供する音声通信サービス (3) 当社の交換設備等と当社が提供する電気通信端末設備を接続して提供する音声通信サービス
第5種音声通信サービス	当社が別に定めるインターネット接続サービスを使用して提供する音声通信サービス

4 メディアゲートウェイホスティングサービスには、次の種類があります。

種類	内容
削除	
第2種メディアゲートウェイホスティングサービス [モバイルチョイス050 アドバンスプラン (プランA)]	第2種メディアゲートウェイホスティング契約者が指定する者に係る携帯自動車電話設備の電話番号をあらかじめ当社のメディアゲートウェイホスティング装置に登録し、その登録された電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等（当社が別に定めるものに限ります。）に当社が付与した番号（003767）を前置して行われる音声通信を、一旦、メディアゲートウェイホスティング装置に終端させた後、音声通信の相手先に接続するメディアゲートウェイホスティングサービスであって、当社が設定する料金額を第2種メディアゲートウェイホスティング契約者に課金することができるようにす

	るもの
第3種メディアゲートウェイホスティングサービス [モバイルチョイス050 ベーシックプラン (プランB)]	<p>(1) 第3種メディアゲートウェイホスティング契約者(以下、この項では「契約者」といいます。)が指定する者に係る携帯自動車電話設備の電話番号をあらかじめ当社のメディアゲートウェイホスティング装置に登録し、その登録された電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等(当社が別に定めるものに限ります。)に当社が付与した番号(003767)を前置して行われる音声通信を、一旦、メディアゲートウェイホスティング装置に終端させた後、音声通信の相手先に接続するメディアゲートウェイホスティングサービスであって、当社が設定する料金額を契約者に課金することができるようにするもの。</p> <p>(2) 当社が付与した音声通信番号に着信する音声通信を本装置から、契約者が登録した電話番号へ転送するメディアゲートウェイホスティングサービス。</p>
第4種メディアゲートウェイホスティングサービス [B2BUA]	<p>第4種メディアゲートウェイホスティング契約者(以下、この項では「契約者」といいます。)の内線番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等に行われる通信を第4種メディアゲートウェイホスティング装置(以下、「本装置」といいます。)で一旦終端させた後、音声通信の相手先に接続することができる機能及び契約者の音声通信契約に基づいて付与された音声通信番号に着信する音声通信を本装置で一旦終端させた後、契約者の内線番号に接続することができる機能を提供するメディアゲートウェイホスティングサービス。</p>
削除	
第8種メディアゲートウェイホスティングサービス [通話録音サービス]	<p>(1) 第8種メディアゲートウェイホスティング契約者(以下、この項では「契約者」といいます。)が指定する者に係る携帯自動車電話設備の電話番号をあらかじめ当社のメディアゲートウェイホスティング装置に登録し、その登録された電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等(当社が別に定めるものに限ります。)に当社が付与した番号(0037690)を前置して行われる音声通信を、一旦、メディアゲートウェイホスティング装置に終端させた後、音声通信の相手先に接続し、当社が設定する料金額を契約者に課金することができるようにするもの。</p> <p>(2) 当社が付与した音声通信番号に着信する音声通信を本</p>

	<p>装置から、契約者が登録した電話番号へ転送する。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の通信について、音声に係る情報を当社が設置した通話録音装置に一旦蓄積した後、その蓄積した通話録音データを契約者が指定する電気通信設備に送信するもの。</p> <p>以上の機能を提供するメディアゲートウェイホスティングサービス。</p>
--	--

(注) 種別欄の [] は、当該メディアゲートウェイホスティングサービスと音声通信サービス契約等を締結することで利用できる当社の商品名を示します。

第5条 (IPデータ通信網サービスの品目等)

IPデータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目、通信又は保守の態様による細目があります。

第6条 (外国における取扱いの制限)

IPデータ通信網サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 IPデータ通信網サービスの提供区間等

第7条 (IPデータ通信網サービスの提供区間等)

当社のIPデータ通信網サービスは、別記1に定める提供区間等において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するIPデータ通信網サービス取扱所において、当社が別に定める相互接続点の所在場所等を閲覧に供します。
- 3 相互接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第4章 契約

第7条の2 (契約者の本人性確認)

当社は、IPデータ通信網契約の前に契約者に対し、本人確認書類の提出を求めることがあります。

- 2 前項において、自然人である契約者は、住所、氏名及び生年月日が確認できる書類(有効期限内のものに限ります。)の提出を要します。
- 3 第1項において、法人である契約者は、IPデータ通信網契約の手続きを行う自然人の本人性確認については、前項に従うものとし、法人格の証明については、法人名、代表者、

代表者からの取引についての権限移譲が客観的に判断できる書類等の提出を求めるものとします。

- 4 前項までの規定は、本約款に基づく I P データ通信網契約が有効である期間又は法の定める期間内、当社が本人性確認を求める際に準用するものとします。

第 1 節 オープン通信網サービスに係る契約

第 8 条 (契約の単位)

当社は、1 の占有型インターネットゲートウェイポートとその占有型インターネットゲートウェイポートに收容される 1 の II 型契約者回線を 1 対のものとして I P データ通信網契約を締結するものとし、その 1 対ごとに 1 のオープン通信網契約を締結します。この場合、オープン通信網契約者は、1 のオープン通信網契約につき 1 人に限ります。

第 9 条 (オープン通信網契約申込の方法)

オープン通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、当社に提出していただきます。

- (1) オープン通信網サービスの種類
 - (2) オープン通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
 - (3) D S L 回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
 - (4) II 型契約者回線、D S L 回線又は光アクセス回線に係る終端の場所
 - (5) D S L 回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限ります。)
 - (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 オープン通信網契約の申込み (D S L 回線を使用する場合に限ります。) については、その通信について D S L 方式に起因する事象が発生することがあることを承諾の上、契約申込をしていただきます。

第 10 条 (オープン通信網契約申込の承諾)

当社は、オープン通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾しません。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのオープン通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) オープン通信網契約の申込みをした者が、D S L 回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一とならないとき。
 - (2) オープン通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) オープン通信網契約の申込みをした者がオープン通信網サービスの料金又は工事

に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (4) そのDSL回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他の申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) オープン通信網契約の申込みをした者が、第135条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) オープン通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) オープン通信網契約の申込みをした者が、第169条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき
- (8) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第1種オープン通信網契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第11条（最低利用期間）

オープン通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 オープン通信網契約者は、前項の最低利用期間内にオープン通信網契約の解除又はオープン通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

第12条（特定協定事業者の契約の解除等に伴うオープン通信網契約の扱い）

当社は、オープン通信網契約者からそのオープン通信網契約に係るDSL回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのオープン通信網契約を解除します。

- 2 前項に規定するほか、当社は、オープン通信網契約者とそのオープン通信網契約に係るDSL回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、そのオープン通信網契約を解除することがあります。

第13条（インターネット接続サービスの通信利用の制限）

当社は、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童ポルノの流通を防止するために作成したアドレスリスト（同団体が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先

との間の通信を制限することがあります。

2 前項は、当社のDNSサーバーを利用する場合に適用します。

第14条（契約者回線の終端）

当社は、IPデータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所において、配線盤等を設置し、契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の契約者回線の終端に係る地点を定めるときは、オープン通信網契約者と協議します。

第15条（品目等の変更）

オープン通信網契約者は、オープン通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。ただし、料金表に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第16条（その他の契約内容の変更）

当社は、オープン通信網契約者から請求があったときは、第9条（オープン通信網契約申込の方法）第1項第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第17条（契約者回線の移転）

オープン通信網契約者は、契約者回線の終端の場所について移転の請求をすることができます。

2 前項の請求により、その契約者回線について他のポートに収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前各項の場合において、当社は、第10条（オープン通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第18条（利用の一時中断）

当社は、オープン通信網契約者から請求があったときは、ポートの利用の一時中断（そのポートを他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第19条（権利の譲渡の禁止）

オープン通信網契約者は、IPデータ通信網契約サービスの提供を受ける権利その他I

Pデータ通信網契約上の地位を、譲渡することはできません。

第20条（オープン通信網契約者が行うオープン通信網契約の解除）

オープン通信網契約者は、オープン通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

第21条（当社が行うオープン通信網契約の解除）

当社は、第135条（利用停止）の規定によりIPデータ通信網サービスの利用を停止されたオープン通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのオープン通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、オープン通信網契約者が第135条第1項各号、第3項又は第4項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がIPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、IPデータ通信網サービスの利用を停止しないでそのオープン通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのオープン通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、オープン通信網契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第22条（その他の提供条件）

前条までに規定するほか、オープン通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2から別記3の3に定めるところによります。

第2節 音声通信サービスに係る契約

第1款 第1種音声通信サービスに係る契約

第23条（契約の単位）

当社は、1の第1種音声通信契約申込ごとに1の第1種音声通信契約を締結します。この場合において、第1種音声通信契約者は、1の第1種音声通信契約につき1人に限ります。

第24条（他社接続契約者回線の収容）

他社接続契約者回線は、当社が指定する電話サービス等取扱所の回線収容機能に収容します。

第25条（第1種音声通信契約申込の方法）

第1種音声通信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定

の契約申込書を、当社に提出していただきます。

- (1) II型契約者回線又は回線収容機能の品目
- (2) II型契約者回線又は他社接続契約者回線に係る終端の場所
- (3) 他社接続契約者回線について協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)
- (4) 契約者識別番号の数
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

第26条(第1種音声通信契約申込の承諾)

当社は、第1種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末(音声通信サービスを利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。)を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) II型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第36条の5第1項の規定に基づいて当社が音声通信サービスのために定める総合品質の基準であって、別記9の5に掲げるものをいいます。以下同じとします。)を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第32条の規定に基づいてアクセス回線共用化を行う場合であって、アクセス回線共用化を行うII型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる通話(着信用直収電話サービスに係る着信通話とします。以下同じとします。)について、当社の電話サービス等契約約款に定める着信用直収電話サービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (4) 第1種音声通信契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込みの内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (6) 第1種音声通信契約の申込みをした者が、第135条(利用停止)第1項各号、第3項又は第4項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (7) 第1種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

- (8) 第1種音声通信契約の申込みをした者が、第169条(反社会的勢力の排除)第1項に定める者であるとき
 - (9) 第1種音声通信契約の申込をした者が、警察等公的機関の要請によりIPデータ通信網サービスの締結を制限されている者であるとき。
 - (10) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前項の規定により、その第1種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第27条(音声通信番号)

- 当社は、1の契約者識別番号ごとに1の音声通信番号(電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を当社が別に定めるところにより付与します。
- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
 - 3 当社は、II型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
 - 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを第1種音声通信契約者に通知します。
 - 5 当社は、IPデータ通信網契約の解除があった場合、当社が契約者に指定した音声通信番号を一定期間経過後、他に転用するものとします。

第28条(最低利用期間)

- 第1種音声通信サービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、第1種音声通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
 - 3 第1種音声通信契約者は、前項の最低利用期間内に第1種音声通信契約の解除、第1種音声通信サービスの品目の変更又はII型契約者回線に係る終端の場所の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

第29条(契約者識別番号の数の変更)

- 第1種音声通信契約者は、契約者識別番号の数の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第26条(第1種音声通信契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第 30 条（回線収容機能の変更）

第 1 種音声通信契約者は、他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は協定事業者に行うときは、その内容について I P データ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その他社接続契約者回線について他の I P データ通信網サービス取扱所の回線収容機能への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 当社は前項の場合において、当社は、第 26 条（第 1 種音声通信契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 31 条（発信番号通知）

II 型契約者回線等から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第 32 条（アクセス回線共用化）

第 1 種音声通信契約者は、アクセス回線共用化（当社の電話サービス等契約約款に基づいて提供する着信用直取電話サービス（以下「着信用直取電話サービス」といいます。）と 1 の II 型契約者回線又は他社接続契約者回線を共用して利用することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

2 当社は、アクセス回線共用化を行う場合において、音声通信端末（当社の電話サービス等契約約款に定めるところにより着信用直取電話サービスを利用するために付与された固定電話番号に係る契約者識別番号に対応するものに限ります。）を着信用直取電話サービスに係る通話端末（着信用直取電話サービスを利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。）とみなして取り扱います。

3 第 1 種音声通信契約者は、前項に規定する通話端末を移転しようとするときは、あらかじめその旨を当社に届け出ていただきます。

4 当社は、第 1 種音声通信契約者からアクセス回線共用化を廃止する旨の届出があったときは、そのアクセス回線共用化を廃止します。

5 前項に規定するほか、当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、アクセス回線共用化を廃止します。

（1）アクセス回線共用化を行っている着信用直取電話サービスについて、契約の解除があった旨の届出があったとき、又はその事実を知ったとき。

(2) アクセス回線共用化に係るⅡ型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる通話について、着信用直取電話サービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。

6 第3項の届出があったときは、当社は、第26条（第1種音声通信契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第33条（Ⅱ型契約者回線の終端）

当社は、IPデータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所において、配線盤等を設置し、これをⅡ型契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項のⅡ型契約者回線の終端に係る地点を定めるときは、音声通信網契約者と協議します。

第34条（品目等の変更）

音声通信網契約者は、音声通信網サービスの品目等の変更の請求をすることができます。ただし、料金表に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第26条（第1種音声通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第35条（その他の契約内容の変更）

当社は、音声通信網契約者から請求があったときは、第25条（第1種音声通信網契約申込の方法）第1項第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第26条（第1種音声通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第36条（契約者回線の移転）

音声通信網契約者は、契約者回線の終端の場所について移転の請求をすることができます。

2 前項の請求により、その契約者回線について他のポートに収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前各項の場合において、当社は、第26条（第1種音声通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第37条（利用の一時中断）

当社は、音声通信網契約者から請求があったときは、サービスの利用の一時中断（その音声通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 38 条（権利の譲渡の禁止）

音声通信網契約者は I P データ通信網契約サービスの提供を受ける権利その他 I P データ通信網契約上の地位を、譲渡することはできません。

第 39 条（当社が行う音声通信網契約の解除）

当社は、第 135 条（利用停止）の規定により I P データ通信網サービスの利用を停止された音声通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信網契約を解除することがあります。

- 2 当社は、音声通信網契約者が第 135 条（利用停止）第 1 項各号、第 3 項又は第 4 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が I P データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、I P データ通信網サービスの利用を停止しないでその音声通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により、その音声通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信網契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第 40 条（協定事業者の契約の解除等に伴う音声通信網契約の扱い）

当社は、音声通信網契約者からその音声通信網契約に係る他社接続回線について、協定事業者が定める契約約款等の規定による契約の解除、利用休止又は利用権（協定事業者と契約を締結した者がその契約に基づき、協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。）の譲渡があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その音声通信網契約を解除します。

第 41 条（その他の提供条件）

前条までに規定するほか、音声通信契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 3 の 3 に定めるところによります。

第 2 款 第 2 種音声通信サービスに係る契約

第 42 条（第 2 種音声通信契約申込をすることができる者の条件）

第 2 種音声通信契約申込をすることができる者は、第 2 種音声通信サービスに関して当社と契約を締結している別に定める者の提供する電気通信サービスの契約者とします。ただし、II 型契約者回線等のうちメディアゲートウェイホスティング装置との接続に係る契

約により第2種音声通信サービスを利用する場合には、この限りではありません。

第43条（契約の単位）

当社は、1の第2種音声通信契約申込ごとに1の第2種音声通信契約を締結します。この場合において、第2種音声通信契約者は、1の第2種音声通信契約につき1人に限ります。

第44条（第2種音声通信契約申込の方法）

第2種音声通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

第45条（第2種音声通信契約申込の承諾）

当社は、第2種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、第135条（利用停止）第1項各号、第3項又は第4項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) 第2種音声通信契約の申込みをした者が、第169条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき。
- (7) 第2種音声通信契約の申込をした者が、警察等公的機関の要請によりIPデータ通信網サービスの締結を制限されている者である場合とき。
- (8) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第2種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第46条（音声通信番号）

当社は、1の契約者識別番号ごとに1の音声通信番号を当社が別に定めるところにより

付与します。

- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、第2種音声通信契約に係るDSL回線又は光アクセス回線を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号を廃止する場合には、あらかじめそのことを第2種音声通信契約者に通知します。
- 5 当社は、IPデータ通信網契約の解除があった場合、当社が契約者に指定した音声通信番号を一定期間経過後、他に転用するものとします。

第47条（契約事業者の契約の解除等に伴う第2種音声通信契約の扱い）

当社は、第2種音声通信契約者からその第2種音声通信契約に係るDSL回線又は光アクセス回線の利用について、契約事業者が定める契約約款等の規定による契約の解除、利用休止又は利用権（契約事業者と契約を締結した者がその契約に基づき、契約事業者の電気通信サービス等の提供を受ける権利をいいます。）の譲渡があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種音声通信契約を解除します。

- 2 当社は、契約事業者と締結している第2種音声通信サービスに関する契約について契約の解除があったときは、その契約事業者に係る当該電気通信サービス等の契約者について、その第2種音声通信契約を解除します。ただし、II型契約者回線等のうちメディアゲートウェイホスティング装置との接続に係る契約により第2種音声通信サービスを利用する場合については、この限りではありません。

第48条（契約者識別番号の数の変更）

第2種音声通信契約者は、契約者識別番号の数の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第45条（第2種音声通信契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第49条（発信番号通知）

契約者回線等から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、本約款に定める責任の制限の規定に該当する場合に限り、責任を負います。

第 50 条（利用の一時中断）

当社は、音声通信網契約者から請求があったときは、サービスの利用の一時中断（その音声通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 51 条（権利の譲渡の禁止）

音声通信網契約者は I P データ通信網契約サービスの提供を受ける権利その他 I P データ通信網契約上の地位を、譲渡することはできません。

第 52 条（音声通信網契約者が行う音声通信網契約の解除）

音声通信網契約者は、音声通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第 53 条（当社が行う音声通信網契約の解除）

当社は、第 135 条（利用停止）の規定により I P データ通信網サービスの利用を停止された音声通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、音声通信網契約者が第 135 条第 1 項各号、第 3 項又は第 4 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が I P データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、I P データ通信網サービスの利用を停止しないでその音声通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、前二項の規定により、その音声通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信網契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第 54 条（その他の提供条件）

前条までに規定するほか、第 2 種音声通信契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 3 の 3 に定めるところによります。

第 3 款 削除

第 4 款 削除

第 5 款 第 5 種音声通信サービスに係る契約

第 68 条の 2（第 5 種音声通信契約申込をすることができる者の条件）

第5種音声通信契約申込をすることができる者は、第5種音声通信サービスに関して当社が別に定める電気通信サービスの契約者とします。

第68条の3（契約の単位）

当社は、1の第5種音声通信契約申込ごとに1の第5種音声通信契約を締結します。この場合において、第5種音声通信契約者は、1の第5種音声通信契約につき1人に限りません。

第68条の4（第5種音声通信契約申込の方法）

第5種音声通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

第68条の5（第5種音声通信契約申込の承諾）

当社は、第5種音声通信契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末を使用すること、及び別記9の7で定めるインターネット明細機能の利用申込をしたものと見なすことを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種音声通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第5種音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 第5種音声通信契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第5種音声通信契約の申込みをした者が、第135条（利用停止）第1項各号、第3項又は第4項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第5種音声通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) 第5種音声通信契約の申込みをした者が、第169条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき。
- (7) 第5種音声通信契約の申込をした者が、警察等公的機関の要請によりIPデータ通信網サービスの締結を制限されている者である場合とき。
- (8) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第5種音声通信契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第 68 条の 6 (音声通信番号)

当社は、1 の契約者識別番号ごとに 1 の音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前 2 項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号を廃止する場合には、あらかじめそのことを第 5 種音声通信契約者に通知します。
- 5 当社は、I P データ通信網契約の解除があった場合、当社が契約者に指定した音声通信番号を一定期間経過後、他に転用するものとします。

第 68 条の 7 (契約者識別番号の数の変更)

第 5 種音声通信契約者は、契約者識別番号の数の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 68 条の 5 (第 5 種音声通信契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第 68 条の 8 (発信番号通知)

契約者回線等から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「1 8 4」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第 68 条の 9 (利用の一時中断)

当社は、音声通信網契約者から請求があったときは、サービスの利用の一時中断(その音声通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第 68 条の 10 (権利の譲渡の禁止)

音声通信網契約者は I P データ通信網契約サービスの提供を受ける権利その他 I P データ通信網契約上の地位を、譲渡することはできません。

第 68 条の 11 (音声通信網契約者が行う音声通信網契約の解除)

音声通信網契約者は、音声通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う I P データ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第 68 条の 12 (当社が行う音声通信網契約の解除)

当社は、第 135 条 (利用停止) の規定により I P データ通信網サービスの利用を停止された音声通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信網契約を解除することがあります。

- 2 当社は、音声通信網契約者が第 135 条第 1 項各号、第 3 項又は第 4 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が I P データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、I P データ通信網サービスの利用を停止しないでその音声通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により、その音声通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信網契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第 68 条の 13 (その他の提供条件)

前条までに規定するほか、第 5 種音声通信契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 3 の 3 に定めるところによります。

第 3 節 メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

第 1 款

第 69 条から第 71 条削除

第 2 款 第 2 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

第 72 条(第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)

第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者は、法人及び法人に相当するものと当社が認める者に限ります。

第 73 条 (契約の単位)

当社は、1 の第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込ごとに 1 の第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約を締結します。この場合において、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1 の第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約につき 1 人に限ります。

第74条（第2種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法）

第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 同時に音声通信契約を行う場合を除き、第2種音声通信サービス、又は第5種音声通信サービスの音声通信番号
 - (2) メディアゲートウェイホスティング装置に登録する携帯自動車電話設備の電話番号及び音声通信契約に係る音声通信番号（携帯自動車電話設備の全ての電話番号は、それぞれ異なる音声通信番号に対応しているものとします。）
 - (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 3 前項の音声契約者による第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みは、オンラインサインアップにより行うこともできます。

第75条（第2種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾）

当社は、第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第2種メディアゲートウェイホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) メディアゲートウェイホスティング装置に登録する携帯自動車電話設備の全ての電話番号がそれぞれ異なる音声通信番号に対応してないとき。
 - (3) 第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第135条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - (6) 第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第169条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者であるとき
 - (7) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前項の規定により、その第2種メディアゲートウェイホスティング契約の申込

みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第 75 条の 2（音声通信番号）

当社は、1 の第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込ごとに 1 の音声通信番号（電気通信番号規則第 10 条第 1 項第 2 号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を当社が別に定めるところにより付与します。（第 2 種音声通信サービス、又は第 5 種音声通信サービス契約者が付与された音声通信番号に対し、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込をする場合は除きます。）

2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

3 当社は、メディアゲートウェイホスティング装置を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

4 前 2 項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者に通知します。

5 当社は、IP データ通信網契約の解除があった場合、当社が契約者に指定した音声通信番号を一定期間経過後、他に転用するものとします。

第 76 条（登録内容の変更）

第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者は、メディアゲートウェイホスティング装置に登録されている携帯自動車電話設備の電話番号又は音声通信契約に係る音声通信番号について登録の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 75 条（第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 77 条（発信番号通知）

メディアゲートウェイホスティング装置から直加入電話等設備等への通信については、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者が指定した携帯自動車電話設備の電話番号に対応してあらかじめ登録されている音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、その携帯自動車電話設備から、通信の発信に先立ち「1 8 4」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第 78 条（音声通信契約の解除に伴う第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い）

音声通信契約の解除があったときは、その音声通信契約者は、当社と第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約を解除したこととなります。

第 79 条（権利の譲渡の禁止）

第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者が契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 80 条（第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除）

第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者は、IP データ通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

第 81 条（当社が行う第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約の解除）

当社は、第 135 条（利用停止）の規定により IP データ通信網サービスの利用を停止された第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約者が第 135 条第 1 項各号、第 3 項又は第 4 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が IP データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、IP データ通信網サービスの利用を停止しないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前二項の規定により、その音声通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信網契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第 82 条（その他の提供条件）

前条までに規定するほか、第 2 種メディアゲートウェイホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 3 の 3 に定めるところによります。

第 3 款 第 3 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

第 82 条の 2（第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件）

第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者は、法人及び法人に相当するものと当社が認める者に限ります。

第 83 条 (契約の単位)

当社は、1 の第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込ごとに 1 の第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約を締結します。この場合において、第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1 の第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約につき 1 人に限ります。

第 84 条 (第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法)

第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を、当社に提出していただきます。

第 85 条 (第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾)

当社は、第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 3 種メディアゲートウェイホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第 135 条 (利用停止) 第 1 項各号、第 3 項又は第 4 項の規定のいずれかに該当し、IP データ通信網サービスの利用を停止されている、又は IP データ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第 169 条 (反社会的勢力の排除) 第 1 項に定める者であるとき
- (6) その他 IP データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第 86 条 (音声通信番号)

当社は、1 の第 3 種メディアゲートウェイホスティング契約申込ごとに 1 の音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、メディアゲートウェイホスティング装置を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを第3種メディアゲートウェイホスティング契約者に通知します。
- 5 当社は、IPデータ通信網契約の解除があった場合、当社が契約者に指定した音声通信番号を一定期間経過後、他に転用するものとします。

第87条（登録内容の変更）

第3種メディアゲートウェイホスティング契約者は、メディアゲートウェイホスティング装置に登録されている携帯自動車電話設備の電話番号について登録の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第85条（第3種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第88条（発信番号通知）

メディアゲートウェイホスティング装置から直加入電話等設備等への通信については、第3種メディアゲートウェイホスティング契約者が指定した携帯自動車電話設備の電話番号に対応し、第86条（音声通信番号）に定める当社が付与した音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、その携帯自動車電話設備から、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、本約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第89条（権利の譲渡の禁止）

第3種メディアゲートウェイホスティング契約者が契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第90条（第3種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除）

第3種メディアゲートウェイホスティング契約者は、その契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第91条（当社が行う第3種メディアゲートウェイホスティング契約の解除）

当社は、第135条（利用停止）の規定によりIPデータ通信網サービスの利用を停止された第3種メディアゲートウェイホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、第3種メディアゲートウェイホスティング契約者が第135条第1項各号、第3項又は第4項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がIPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、IPデータ通信網サービスの利用を停止しないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前二項の規定により、その第3種メディアゲートウェイホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ、第3種メディアゲートウェイホスティング契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第92条（その他の提供条件）

前条までに規定するほか、第3種メディアゲートウェイホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記2から別記3の3に定めるところによります。

第4款 第4種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

第93条（第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件）

第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者は、音声通信契約をしている者としてします。

第94条（契約の単位）

当社は、1の音声通信番号に係る1の申込ごとに1の第4種メディアゲートウェイホスティング契約を締結します。この場合において、第4種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1の第4種メディアゲートウェイホスティング契約につき1人に限ります。

第95条（第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法）

第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをするときは、当社が指定する方法により行っていただきます。

第96条（第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾）

当社は、第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みがあったときは、当社の

推奨する音声通信端末を使用することを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第4種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第93条(第4種メディアゲートウェイホスティング契約申込をすることができる者の条件)の条件に適合しないとき。

(2) 第4種メディアゲートウェイホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) その他第4種メディアゲートウェイホスティングサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第97条(音声通信契約の解除に伴う第4種メディアゲートウェイホスティング契約の取扱い)

音声通信契約の解除があったときは、その音声通信契約者は、当社と第4種メディアゲートウェイホスティング契約を解除したこととなります。

第98条(権利の譲渡の禁止)

第4種メディアゲートウェイホスティング契約者が契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第99条(第4種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除)

第4種メディアゲートウェイホスティング契約者は、IPデータ通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

第100条(当社が行う第4種メディアゲートウェイホスティング契約の解除)

当社は、第135条(利用停止)の規定によりIPデータ通信網サービスの利用を停止された第4種メディアゲートウェイホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、第4種メディアゲートウェイホスティング契約者が第135条第1項各号、第3項又は第4項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がIPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、IPデータ通信網サービスの利用を停止しないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前二項の規定により、その第4種メディアゲートウェイホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ、第4種メディアゲートウェイホスティング契約者に

そのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第 101 条（その他の提供条件）

本約款の定めにも拘らず、第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約の契約者回線の移転および、地位の承継は行いません。また、サービスの変更の場合には、当社は第 96 条（第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法）に準じて取り扱います。

2 第 1 項に規定するほか、第 4 種メディアゲートウェイホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 3 の 3 に定めるところによります。

第 5 款 削除

第 6 款 削除

第 7 款 削除

第 8 款 第 8 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る契約

第 122 条（契約の単位）

当社は、1 の第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約申込ごとに 1 の第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約を締結します。この場合において、第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者は、1 の第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約につき 1 人に限ります。

第 123 条（第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の方法）

第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う IP データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- （1）メディアゲートウェイホスティング装置に登録する携帯自動車電話設備の電話番号
- （2）その他申込みの内容を特定するために必要な事項

第 124 条（第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾）

当社は、第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 8 種メディアゲートウェイホ

스팅契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第8種メディアゲートウェイホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第8種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、音声通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第8種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第135条(利用停止)第1項各号、第3項又は第4項の規定のいずれかに該当し、IPデータ通信網サービスの利用を停止されている、又はIPデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第8種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第8種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みをした者が、第169条(反社会的勢力の排除)第1項に定める者であるとき
- (6) その他IPデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項の規定により、その第8種メディアゲートウェイホスティング契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

第125条(音声通信番号)

当社は、1の第8種メディアゲートウェイホスティング契約申込ごとに1の音声通信番号(電気通信番号規則第10条第1項第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を当社が別に定めるところにより付与します。

- 2 当社は、技術上又は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、メディアゲートウェイホスティング装置を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、音声通信番号を変更する場合又は音声通信番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを第8種メディアゲートウェイホスティング契約者に通知します。
- 5 当社は、IPデータ通信網契約の解除があった場合、当社が契約者に指定した音声通信番号を一定期間経過後、他に転用するものとします。

第126条(登録内容の変更)

第8種メディアゲートウェイホスティング契約者は、メディアゲートウェイホスティン

グ装置に登録されている携帯自動車電話設備の電話番号について登録の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 124 条（第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 127 条（発信番号通知）

メディアゲートウェイホスティング装置から直加入電話等設備等への通信については、第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者が指定した携帯自動車電話設備の電話番号に対応し、第 125 条（音声通信番号）に定める当社が付与した音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、その携帯自動車電話設備から、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、本約款に規定する責任の制限の規定に該当する場合に限り、責任を負います。

第 128 条（権利の譲渡の禁止）

第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者が契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 129 条（第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者が行う契約の解除）

第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

第 130 条（当社が行う第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約の解除）

当社は、第 135 条（利用停止）の規定により IP データ通信網サービスの利用を停止された第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者が第 135 条第 1 項、又は第 4 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が IP データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、IP データ通信網サービスの利用を停止しないで本契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により、その第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ、第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約者にそのことをお知らせします。ただし、警察等公的機関からの要請により契約の解除を行う場合はこの限りではありません。

第 131 条（その他の提供条件）

前条までに規定するほか、第 8 種メディアゲートウェイホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記 2 から別記 3 の 3 に定めるところによります。

第 5 章 付加機能

第 132 条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- （1）付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - （2）付加機能の提供を請求した契約者が、本条第 2 項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - （3）付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - （4）付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の IP データ通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第 6 章 回線相互接続

第 133 条（当社又は他社の電気通信回線の接続）

契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、契約事務を行う IP データ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合は、次に該当する場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- （1）その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社、当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるとき。
 - （2）その接続に係る電気通信回線を介して行われる音声通信について総合品質を維持することが困難であると当社が判断するとき（音声通信サービスを利用する場合に限

ります。)

第7章 利用中止及び利用停止

第134条 (利用中止)

当社は、次の場合には、そのIPデータ通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第6条 (IPデータ通信網サービスの提供区間等) 第3項の規定により、相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (3) 第137条 (通信利用の制限等) の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりIPデータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第135条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間 (そのIPデータ通信網サービスの料金その他の債務 (本約款及び料金表の規定により、支払いを要することとなったIPデータ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。)) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのIPデータ通信網サービスの一部変更又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務 (他社接続回線に係るものを含みます。) について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 第157条 (利用に係る契約者の義務) 又は第160条 (利用上の制限) の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 音声通信サービスに係るII型契約者回線等を介して行われる音声通信について音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難になったとき。
- (6) 第32条 (アクセス回線共用化) に規定するアクセス回線共用化を行う場合であっ

て、そのⅡ型契約者回線又は他社接続契約者回線を介して行われる通話について、着信用直取電話サービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。

(7) 第 32 条の規定に違反して、あらかじめ当社の承諾を得ずに通話端末を移転したとき。

(8) 第 148 条（保証金）に規定する保証金を預け入れなかったとき。

(9) 前 8 号のほか、本約款及び料金表の規定に反する行為であって、IP データ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(10) 契約者が申込みの際に当社に届け出た情報に変更が発生した場合に、速やかに当社に変更の内容を届け出なかったとき。

(11) 第 7 条の 2（契約者の本人性確認）に応じないとき

2 当社は、前項の規定により、IP データ通信網サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

3 当社は、当社と複数の IP データ通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての IP データ通信網契約に係る IP データ通信網サービスの利用を停止することがあります。

4 当社は、警察等公的機関が IP データ通信網サービスを用いた犯罪を防止するために契約者による IP データ通信網サービスの利用を停止する必要があると判断し、当社に対して IP データ通信網サービスの利用の停止を要請したときには、当社は契約者に事前に通知せず、契約者の全ての IP データ通信網サービス契約の利用を停止することがあります。

第 136 条（接続休止）

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の IP データ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、その IP データ通信網サービスについて接続休止（その IP データ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。ただし、その IP データ通信網サービスについて、契約者からの IP データ通信網サービスの利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、IP データ通信網サービスの接続休止しようとするときは、あらかじめその契約者にそのことをお知らせします。

3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第8章 通信

第137条（通信利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線、他社接続回線又は他社接続契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信が着信しないことがあります。

第138条（通信時間等の制限）

前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

2 当社は、通信時間（呼び出し時間を含みます。）が24時間以上継続する場合は切断することがあります。

第 139 条（他社接続回線、D S L 回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線又は他社接続契約者回線による制約）

契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、他社接続回線、D S L 回線、光アクセス回線、協定事業者の契約者回線又は他社接続契約者回線を使用することができない場合においては、I P データ通信網サービスを利用できない場合があります。

第 140 条（通信時間の測定等）

音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

第 9 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

第 141 条（料金及び工事に関する費用）

当社が提供する I P データ通信網サービスの料金は、使用料、利用料及び電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び再請求書発行手数料とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する I P データ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第 141 条の 2（債権の譲渡）

当社は、本約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る当社債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、契約者はその旨を予め承諾するものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

第 142 条（使用料の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社が I P データ通信網サービスの提供を開始した日（契約者回線、回線収容機能、音声通信番号、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、I P データ通信網契約の解除があった日（契約者回線、回線収容機能、音声通信番号、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）に

ついて、料金表第1表（料金）に規定する使用料（IPデータ通信網サービスの料金のうち定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIPデータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。

（1）次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

（2）前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、IPデータ通信網サービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのIPデータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIPデータ通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのIPデータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIPデータ通信網サービスについての料金
3 契約者回線の移転、回線収容機能の変更又は他社接続回線、DSL回線、若しくは光アクセス回線の接続変更に伴って、IPデータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりIPデータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIPデータ通信網サービスについての料金
4 IPデータ通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応

	するその I P データ通信網サービスについての料金
--	----------------------------

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 143 条（電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務）

契約者は、第 27 条（音声通信番号）、第 46 条（音声通信番号）、第 59 条（音声通信番号）の規定のより当社が定めた電気通信番号並びに料金表第 1 表第 2（付加機能に係る使用料）に規定する付加機能（当社が別に定めるものに限ります。）に当社が定めた電気通信番号について、料金表第 1 表第 3（電話ユニバーサルサービス料）に規定する電話ユニバーサルサービス料及び第 3 の 2（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 利用の一時中断等により I P データ通信サービスを利用することができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中の電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。

3 協定事業者の契約約款等の規定による利用の一時中断等により、他社相互接続通信を行うことができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中の電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。

第 144 条（利用料の支払義務）

契約者は、次の音声通信について、当社が測定した通信時間（契約者以外の者がその契約者に係る契約者識別符号等及び暗証符号を送信した場合の接続に係る通信時間を含みます。）と料金表の規定に基づいて算定した利用料（I P データ通信網サービスの料金のうち従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。ただし、付加機能を利用して行った音声通信に関する料金について、料金表第 1 表第 1（使用料及び利用料）及び第 2（付加機能に係る使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	支払いを要するもの
1 音声通信サービスに係る II 型契約者回線等から行った音声通信（その II 型契約者回線等に係る音声通信契約者以外の者が行った通信を含みます。）	その II 型契約者回線等に係る音声通信契約者
2 メディアゲートウェイホスティングサービスに係る携帯自動車電話設備からメディアゲートウェイホスティング装置を介して着信先へ行った音声通信	そのメディアゲートウェイホスティング装置に係るメディアゲートウェイホスティング契約者

- 2 契約者は、音声通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。

第 145 条（工事費の支払義務）

I P データ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 146 条（II 型契約者回線等変更時の取り扱い）

契約者は、当社の承諾を得ずに着信課金機能にかかる II 型契約者回線等を変更した場合、それにより発生した料金およびその他の責務の支払いを要します。

第 3 節 料金の計算方法等

第 147 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 保証金

第 148 条（保証金）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、その I P データ通信網サービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。ただし、契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

- (1) I P データ通信網サービス契約の締結を行った者
- (2) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加又は増加することが予想される者
- (3) I P データ通信網サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれのある者

- 2 保証金の額は、月間の予想料金の額に応じて当社が別に定める額とします。
- 3 保証金については、無利息とします。
- 4 当社は、契約者が本約款の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期日までに支払わず、又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。
- 5 当社は、I Pデータ通信網サービス契約の解除等保証金を預け入れた事由が解消した場合には、保証金をその契約者に返還します。この場合において、その契約者が本約款の規定に基づき当社に支払うべき金額があるときは、返還する保証金をその支払うべき金額に充当します。

第5節 割増金及び延滞利息

第149条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第150条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保守

第151条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持していただきます。

- 2 契約者（音声通信契約者に限ります。）は、当社が別に定めるところに従い、総合品質を維持していただきます。

第152条（契約者の切分責任）

契約者はI Pデータ通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、I Pデータ通信網サー

ビス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 153 条（修理又は復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 137 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 10 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 11 章 損害賠償

第 154 条（責任の制限）

当社は、I Pデータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。ただし、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいう。）より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。）は、そのI Pデータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合又はDSL方式に起因する事象によりそのI Pデータ通信網サービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、I Pデータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI Pデータ通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（1）料金表第1表（料金）に規定する使用料

（2）料金表第1表に規定する利用料（I Pデータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（料金表に規定する料金月をいいます。）の前6 料金月の1日当たりの平均の利用料（前6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりI Pデータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前2 項の規定は適用しません。

（注1）本条第2 項第2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、I Pデータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日あたりの平均の通信に関する料金とします。

（注2）本条第2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第155条（免責）

当社は、I Pデータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以

下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(IPデータ通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

第156条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。ただし、本約款及び料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第157条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がIPデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIPデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がIPデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でIPデータ通信網サービスを利用しないこと。別記3の2に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- (6) 契約者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、契約者は当社に契約者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信

番号使用計画の認定状況について当社の求めに応じて申告すること。

(7) 契約者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、番号の使用に関する条件を遵守すること。

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等及び暗証符号を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

第 158 条（契約者から契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

第 159 条（IP データ通信網サービスの技術的事項）

IP データ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

第 160 条（利用上の制限）

契約者は、コールバックサービス（本邦から外国へ発信する通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通信を行ってはけません。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が音声通信サービスに係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第 161 条（利用限度額）

当社は、契約者が当社に支払うべき料金等の累積額について、以下のいずれかに該当する場合は、限度額（以下「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

- (1) 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加又は増加することが予想される者
- (2) IP データ通信網サービスに係る料金その他の費用の支払を怠り、又は怠るおそれのある者
- (3) 第 148 条（保証金）の規定により保証金を預け入れている場合であって、月間の予

想料金の額よりも著しく利用が増加又は増加することが予想される者

- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
- 4 当社は、第1項に定める料金等の累積額が利用限度額を超えたときは、その契約者に係るIPデータ通信網サービスの提供を行わないことがあります。
- 5 契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第144条（利用料の支払義務）の規定の適用を免れないものとします。
- 6 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは、契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

第162条（契約者からの通知）

契約者は、他社接続回線、DSL回線、光アクセス回線又は他社接続契約者回線について、第9条（オープン通信網契約申込の方法）、第25条（第1種音声通信契約申込の方法）又は第44条（第2種音声通信契約申込の方法）に規定する事項、利用休止、利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- （1）他社接続回線、DSL回線又は他社接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- （2）他社接続回線、DSL回線又は他社接続契約者回線に係る契約の解除

第163条（契約者の氏名等の通知）

当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とIPデータ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第164条（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- （1）その申出をした契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の I P データ通信網サービスにかかる業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が、協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する扱いを廃止します。

(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める協定事業者は、別記 1 の 2 に規定する特定協定事業者とします。

第 165 条 (法令に規定する事項)

I P データ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 8 の 2 に定めるところによります。

第 166 条 (閲覧)

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

第 167 条 (債権譲渡)

契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第 168 条 (会社名等の取扱い)

当社は、契約者の名称等 (広く一般に公表されている会社名等の情報に限ります。) 当社との契約の有無、及び当社との取引状況に係る情報等、当社及び楽天グループ株式会社とその会社法で定める子会社等、及び会社計算規則に定める関連会社 (総称して以下、「当社等」といいます。) と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

(1) 法令で許容されている範囲及び手段で当社等の提供する商品若しくはサービス及びキャンペーン、イベント等のインセンティブプログラムに係る情報発信又は当社等の商品やサービス紹介等の営業、広告並びに販売促進活動を行うため

(2) 当社等の既存のサービスの品質向上や新規サービスの研究開発等を行うため

(3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータをマーケティング等に活用するため

第 169 条 (反社会的勢力の排除)

契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者 (以下、「反社会的勢力」と

いう)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、契約者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告をすることなく直ちにサービスの提供を中止し、契約を解除することができ、契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

(1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき

(2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第 170 条(定めのない事項)

当社及び契約者は本約款のサービスについて、誠意と責任をもって迅速且つ安全・確実に契約を履行しなければならない。

2 当社及び契約者は、本約款の業務の遂行が両者間の誠意ある協力の上に成り立つこと確認する。

3 本約款に疑義が生じた場合、当社及び契約者は真摯に協議を行うものとし、課題が生じた際には、協力して解決にあたるものとする。

第 13 章 附帯サービス

第 171 条 (附帯サービス)

IP データ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 9 の 2、9 の 3、9 の 6 又は 9 の 7 に定めるところによります。

別記

1 IP データ通信網サービスの提供区間等

(1) 当社の IP データ通信網サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

ア 契約者回線の終端相互間

- イ 契約者回線の終端と相互接続点との間
- ウ 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
- エ 契約者回線の終端又は相互接続点と接続点（当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。）又は当社が必要により設置する電気通信設備との間

1の2 特定協定事業者

(1) 他社接続回線、DSL回線又は光アクセス回線に係るもの

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 東京電力株式会社 KDDI 株式会社

(2) DSL回線に係るもの

ソフトバンク株式会社

2 契約者の地位の承継

- (1) 当社は、相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があった場合に限り、IPデータ通信網サービスの地位の承継を認めます。
- (2) 相続又は法人の合併により(1)に基づく契約者のIPデータ通信網契約上の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、本約款に定める契約申込の方法に定める事項を届出ていただきます。
- (3) (2)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、(3)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (5) 当社は(1)に基づき契約者のIPデータ通信網契約上の地位を承継した者が本約款に従い申込みを承諾しない規定に該当する場合、かかる承継の手続きを保留又は非承諾とすることができるものとします。

3 契約者の登録情報の変更

契約者は、IPデータ通信網契約の申込みに際して当社に届け出た事項に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

3の2 IPデータ通信網サービスにおける禁止事項

契約者は I P データ通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の) 犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) I P データ通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすまして I P データ通信網サービスを利用する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) から(11)まで削除
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) 削除
- (14) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (15) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (16) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (17) 削除
- (18) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

3の3 その他の提供条件（契約承諾時）について

音声通信サービス(第 1 種から第 4 種)及びメディアゲートウェイホスティングサービス(第 4 種から第 8 種)については、以下のとおり取り扱います。

- (1) 当社は、契約者から特段の申出がない場合、外国への通信を規制した状態でサービスを提供します。
- (2) 当社は、契約者からの規制解除の申出（当社が別に定める手続によるもの）を承諾

した場合、本規制を解除します。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線、他社接続回線又はDSL回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線、他社接続回線又はDSL回線その他の電気通信設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線その他の電気通信設備の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社がIPデータ通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線、他社接続回線又はDSL回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術的号認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければ

ばなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8の2 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

8の3 当社が行う自営端末設備等の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者回線等を経由して契約者が設置した自営端末設備若しくは自営電気通信設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

9 契約者に係る情報の利用

(1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又はIPデータ通信網サービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。

ア 契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）

イ 当社サービスに利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務

ウ 課金計算に係る業務

エ 料金請求に係る業務

オ 利用停止及び契約解除に係る業務

カ 工事、保守又は障害対応などの取扱業務

キ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務

ク 当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務

ケ 市場調査及びその分析に係る業務

コ その他当社の営業に関する通知

サ 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対して契約者に係る個人情報を提供すること。

(2) 当社の情報セキュリティ全社管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。

(3) サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当該業務に必要な範囲内でクレジットカード会社等の金融機関、債権管理回収業者又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。

(4) 契約者は(1)～(2)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用すること、ならびに(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を当該第三者に開示、提供することに同意していただきます。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第152号、以下同じとします)第14条に定めるところにより、当社が定める当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいいます。当社は同ポリシーをホームページにおいて公表します。

9の2 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、契約者(第2種オープン通信網サービスの契約者に限ります。以下(3)まで同じとします。)から請求があったときは、その契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)にそのIPデータ通信網契約に係るIPアドレス又はドメイン名の割当て若しくは返却又はそのIPデータ通信網契約に係るJPNICデータベースの登録若しくは変更の申請手続等を行います。この場合、契約者は、JPNICに対し支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

(2) (1)の場合、契約者は料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料を支払っていただきます。

(3) 契約者は、ドメイン名(そのIPデータ通信網契約に係るもの(当社が別に定めるものを除きます。))に限り、)を利用している場合は、料金表第3表に規定する料金を支払っていただきます。

9の3 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IPデータ通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

9の4 特定協定事業者の電気通信サービスの契約

(1) 他社接続回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約又は臨時専用契約(高速デジタル伝送サービスに限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約又は臨時専用契約(高速デジタル伝送サービスに限ります。)	専用サービス契約約款

(2) 削除

(3) DSL回線に係るもの

ア 1の2の(1)に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網契約(メニュー4に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IP通信網契約(メニュー4に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

イ 削除

ウ 削除

(4) 光アクセス回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網契約(メニュー5に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IP通信網契約(メニュー5に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

9の5 総合品質の基準

当社が定める音声通信サービスに係る音声通信の総合品質の基準は、次のとおりとします。ただし、当該値を算出できる確率が0.95以上でなければなりません。

区分	基準値

ITU-TG.107 勧告における総合音声伝送品質の値	51 以上
G.114 勧告における端末設備相互間の平均遅延の値	399 ミリ秒以下

9の6 料金明細内訳書の送付

(1) 当社は、料金明細内訳を記録している音声通信サービス等（当社が別に定めるものを除きます。）について、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、料金明細内訳書を送付します。

(2) 契約者は、(1) の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）3（料金明細内訳書の送付手数料）に規定する料金明細内訳書の送付手数料の支払いを要します。

(注) 9の6の(1)に規定する当社が別定めるものは、メディアゲートウェイホスティングサービスにおいて、メディアゲートウェイホスティング装置と発信者の間の通信（そのメディアゲートウェイホスティング契約者に係る音声通信番号により行われた通信に限ります。）とします。

9の7 インターネット明細機能

当社が契約者に付与する契約者識別番号、暗証符号を入力することで、通話明細等をインターネット網に接続できる端末設備で閲覧等する機能を提供します。本機能に係る詳細は当社が別に定めるものとします。

9の8 当社が別に定めるインターネット接続サービス

契約約款の名称
楽天ブロードバンドプレミアム スピードライン サービス利用規約

10 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金額の表示)

- 1 IPデータ通信網契約に係る料金額の表示は税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）を表示します。

(使用料等の設定)

- 2 IPデータ通信網契約に係る使用料（3から4の4に規定するものを除きます。）及び利用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。
- 3 オープン通信網契約に係る使用料（DSL回線（料金表第1表（料金）に規定するタイプ2のカテゴリー1に係るもの）に限ります。以下3の規定において同じとします。）については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（DSL回線又は光アクセス回線から当社が別に定める特定協定事業者に係る相互接続点までの区間を除きます。）を合わせて当社が設定するものとします。

（注）3に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

4 削除

- 4の2 第1種音声通信契約に係る使用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（他社接続契約者回線の区間を除きます。）を合わせて当社が設定するものとします。
- 4の3 第2種音声通信契約に係る使用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（DSL回線又は光アクセス回線から当社が別に定める特定協定事業者に係る相互接続点までの区間を除きます。）を合わせて当社が設定するものとします。

（注）4の3に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

4の4 削除

- 4の5 第5種音声通信契約に係る使用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。

(料金の計算方法等)

- 5 当社は、契約者が本契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社がIPデータ通信網契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

6 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日に I P データ通信網サービスの提供の開始（音声通信番号、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日に I P データ通信網契約の解除（音声通信番号メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。

(3) 料金月の初日に I P データ通信網サービスの提供の開始（音声通信番号、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日に I P データ通信網契約の解除（音声通信番号、メディアゲートウェイホスティング装置、付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日に I P データ通信網サービスの品目の変更又は他社接続回線の接続変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第 142 条（使用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。

(6) 8 の規定に基づく起算日の変更があったとき。

7 6 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第 142 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、5 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

9 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

10 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

（再請求書発行手数料）

10 の 2 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払わない場合、料金表第 1 表第 5（再請求書発行手数料）に規定する手数料を支払っていただきます。

11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(少額料金の繰越払い)

11 の 2 当社は、音声通信契約者の 1 料金月の支払額（本約款で定める料金又は工事に関する費用とします。以下 11 の 2 の規定において同じとします。）が税込 0 円超え 3,000 円以下の場合、当社が別に定める場合を除いて、その料金月と翌料金月の支払額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、この場合、その 1 の料金月及び翌料金月の支払額を合計しても税込 3,000 円以下であったときは（翌料金月が 0 円の場合も含みます。）、その 1 の料金月、翌料金月と翌々料金月（翌々料金月が 0 円の場合も含みます。）の支払額を、当社が別に指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括後払い)

12 当社は、11 の 2 の規定によるほか、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の金額を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

13 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

14 第 142 条（使用料の支払義務）から第 145 条（工事費の支払義務）の規定その他本約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する税別額に消費税を加算した額とします。ただし、音声通信サービスにおける外国への音声通信に係る料金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の IP データ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 使用料（付加機能及び端末設備に係るものを除きます。）及び利用料

1 オープン通信網契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容		
(1) 品目及び通信又は保守の態様による細目	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 第1種オープン通信網サービスの品目</p>		
	品目	内容	
	占有型インターネットゲートウェイポート	1Mb/s から 1Mb/s ごとに 100Mb/s まで	当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なもの
	II型契約者回線	10Mb/s	10.0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		100Mb/s	100.0 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	<p>備考</p> <p>占有型インターネットゲートウェイポートを介して接続している電気通信設備に係る通信の品質については、保証しません。</p>		
	<p>イ 通信又は保守の態様による細目</p> <p>(ア) 通信又は保守の態様による細目</p> <p>A アクセス回線による区別</p>		
	区別	内容	
	タイプ2	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの	
	タイプ3	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの	
<p>備考</p> <p>1 当社は、インターネットゲートウェイを介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>2 タイプ2又はタイプ3に係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号を送信することにより行うことができます。</p> <p>3 タイプ2又はタイプ3については、そのオープン通信網契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができます。</p>			

	<p>B アクセス回線の細目による区別</p> <p>a タイプ2に係るもの</p> <p>①特定協定事業者の契約による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー1</td> <td>そのDSL回線が別記9の4の(3)のアに定める契約に係るもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保守の態様による区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メンテナンスタイプ1</td> <td>メンテナンスタイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>メンテナンスタイプ2</td> <td>特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー4の保守の態様による細目でタイプ2に係るもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>b タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン3(ニューファミリー/ファミリー100)のものに限ります。)に係るもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン2(ベーシック)のものに限ります。)に係るもの</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-2(100Mb/s品目(マンションタイプ)のものに限ります。)に係るもの</td> </tr> <tr> <td>コース4</td> <td>その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン1(ビジネスタイプ)のものに限ります。)に係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	カテゴリー1	そのDSL回線が別記9の4の(3)のアに定める契約に係るもの	区別	内容	メンテナンスタイプ1	メンテナンスタイプ2以外のもの	メンテナンスタイプ2	特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー4の保守の態様による細目でタイプ2に係るもの	区別	内容	コース1	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン3(ニューファミリー/ファミリー100)のものに限ります。)に係るもの	コース2	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン2(ベーシック)のものに限ります。)に係るもの	コース3	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-2(100Mb/s品目(マンションタイプ)のものに限ります。)に係るもの	コース4	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン1(ビジネスタイプ)のものに限ります。)に係るもの
区別	内容																				
カテゴリー1	そのDSL回線が別記9の4の(3)のアに定める契約に係るもの																				
区別	内容																				
メンテナンスタイプ1	メンテナンスタイプ2以外のもの																				
メンテナンスタイプ2	特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー4の保守の態様による細目でタイプ2に係るもの																				
区別	内容																				
コース1	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン3(ニューファミリー/ファミリー100)のものに限ります。)に係るもの																				
コース2	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン2(ベーシック)のものに限ります。)に係るもの																				
コース3	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-2(100Mb/s品目(マンションタイプ)のものに限ります。)に係るもの																				
コース4	その光アクセス回線が、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン1(ビジネスタイプ)のものに限ります。)に係るもの																				
(2) 使用料の適用	<p>ア 第1種オープン通信網サービスの使用料は、基本額とアクセス回線を合算して適用します。</p> <p>イ 削除</p>																				

<p>(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア オープン通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、オープン通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 最低利用期間内にオープン通信網契約の解除又は品目の変更があった場合の料金の適用については、閉域通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p>
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の使用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の使用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の使用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の使用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の使用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の使用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

1-2 料金額

1-2-1 第1種オープン通信網サービスに係る使用料

(1) 基本額

1の占有型インターネットゲートウェイポートごとに月額

区分	料金額
----	-----

占有型インターネットゲートウェイポートの品目が1Mb/sのもの	70,000円（税込77,000円）
占有型インターネットゲートウェイポートの品目が2Mb/sから1Mb/sごとに100Mb/sまで	その占有型インターネットゲートウェイポートを1Mb/sのものとし、みなした場合に適用される額に1Mb/sを超える1Mb/sごとに20,000円を加えた額

(2) アクセス回線料

1のII型契約者回線ごとに月額

区分	料金額
II型契約者回線の品目が10Mb/s又は100Mb/sのもの	20,000円（税込22,000円）

2 第1種音声通信契約に係るもの

2-1 適用

区分	内容						
(1) 品目等	<p>ア 当社は、II型契約者回線又は回線収容機能に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II型契約者回線又は回線収容機能</td> <td>100Mb/s 100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1Gb/s 1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 他社接続契約者回線の品目は、別表3に掲げる協定事業者の契約に係るものとし、この場合の他社接続契約者回線に関する料金の設定及び請求その他の取扱いは、当該協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>	品目	内容	II型契約者回線又は回線収容機能	100Mb/s 100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの		1Gb/s 1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
品目	内容						
II型契約者回線又は回線収容機能	100Mb/s 100.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
	1Gb/s 1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なもの						
(2) 使用料等の適用	<p>ア 音声通信サービスに係る料金は、アクセス回線料及び基本使用料の使用料並びに利用料を合算して適用します。</p> <p>イ アクセス回線料は、II型契約者回線又は回線収容機能について、適用します。</p> <p>ただし、第32条（アクセス回線共用化）に規定するアクセス回線共用化を行う場合は、アクセス回線共用化を行う着信用直取電話サービスに係る契約者が、電話サービス等契約約の規定により、アクセス回線共用化に係る契約者回線又は回線収容機能の回線使用料を支払うときは、第1種音声通信契約者は、2-2（料金額）の2-2-1-1に</p>						

規定するアクセス回線料の支払いを要しません。

ウ 基本使用料は、音声通信番号について、次表の規定により適用します。

区分	基本使用料の適用
シンプルプラン	音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
パーソナルプラン	音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

備考

- 1 第1種音声通信契約者は、あらかじめ1の第1種音声通信契約ごとに1つの区分を選択していただきます。
- 2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と2-2（料金額）の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。
ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。
- 3 2の規定にかかわらず第1種音声通信契約申込を承諾した日の属する料金月については、基本使用料の支払いを要しません。
- 4 第1種音声通信契約の解除があったときは、料金表通則の6の規定にかかわらず、その契約解除日の属する料金月について日割は行いません。
- 5 料金月（3の規定に該当する料金月を除きます。以下5の規定において同じとします。）の末日に測定した音声通信番号の数が0であったときは、その料金月の末日をもって第1種音声通信契約の解除があったものとみなして取り扱います。
- 6 第1種音声通信契約者は、区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の基本使用料は、その変更の承諾日の属する料金月の翌料金月から適用します。

エ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、1の通信について、2-2（料金額）に規定する秒数までごとに行います。

	<p>オ 第2（付加機能に係る使用料）に規定する着信課金機能を利用するII型契約者回線等へ、着信課金番号により着信する音声通信に関する料金については、2-2-2の（4）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>カ エの規定にかかわらず、次の音声通信については、利用料は適用しません。</p> <p>（ア）音声通信番号により、別に定めるIP電話設備のうち、当社と協定事業者間で利用料を取り扱わないものとする相互間で行われる通信</p> <p>（イ）第2（付加機能に係る使用料）の（IPセントレックス機能）に規定するVPNグループ内通信又はVPNグループ間通信</p>
<p>(3) 通信時間の測定等</p>	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2-2（料金額）の2-2-2に規定する秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間に含みません。</p>
<p>(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>（1）過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料</p>

	<p>が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第1種音声通信サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、第1種音声通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 第1種音声通信契約者は、最低利用期間内に第1種音声通信契約の解除があった場合は、第142条（使用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず残余の期間に対応する使用料（アクセス回線料に限ります。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 第1種音声通信契約者は、最低利用期間内にII型契約者回線の品目の変更又は終端の場所の変更（以下（5）欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、変更前の使用料の額から変更後の使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、品目等の変更と同時にそのII型契約者回線の終端場所において、第1種音声通信サービスに係るII型契約者回線の新設又は第1種音声通信契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う設等の第1種音声通信サービスの使用料を合算して行います。</p>

2-2 料金額

2-2-1 使用料

2-2-1-1 アクセス回線料

1のII型契約者回線又は回線収容機能ごとに月額

II型契約者回線又は回線収容機能の品目	料金額
100Mb/s	20,000円（税込22,000円）
1Gb/s	60,000円（税込66,000円）

2-2-1-2 基本使用料

1の契約ごとに月額

区分		音声通信番号の数	料金額
シンプルプラン	基本額	1	380 円(税込 418 円)
	加算額	1 を超える 1 ごとに	380 円(税込 418 円)
パーソナルプラン	基本額	2 以内	480 円(税込 528 円)
	加算額	2 を超える 1 ごとに	100 円(税込 110 円)

2-2-2 利用料

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

区分	料金額		
利用料	料金プラン		
	3分課金プラン	1分課金プラン	秒課金プラン
	180 秒までごとに 8.0 円 (税込 8.8 円)	60 秒までごとに 3.8 円(税込 4.18 円)	1 秒までごとに 0.10 円 (税込 0.11 円) 上記の利用のほか音声通信 1 回ごとに 1.0 円 (税込 1.1 円)

(2) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの

区分	料金額	
利用料	料金プラン	
	1分課金プラン及び3分課金プラン	秒課金プラン
	60 秒までごとに 15.9 円 (税込 17.49 円)	1 秒までごとに 0.4 円 (税込 0.44 円) 上記の利用のほか音声通信 1 回ごとに 1.0 円 (税込 1.1 円)

(3) 外国への通信に係るもの

区分		料金額 (免税)
利用料		60 秒までごとに次の額
利用料	取扱地域	
	アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港
アジア 2	台湾、中華人民共和国 (香港及びマカオを除き)	30 円

	ます。)、フィリピン共和国、マカオ	
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48 円
アジア 4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	80 円
アジア 5	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国、	90 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカを含み、ハワイを除きます。）、カナダ	8 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セント・マーテン島、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	32 円

アメリカ4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
オセアニア 1	ハワイ	8 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40 円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	64 円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48 円
ヨーロッパ 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、コソボ共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハン	64 円

	ガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、エスワティニ王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72 円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90 円
衛星電話 1	イリジウム	360 円
衛星電話 3	インマルサット、スラーヤ	250 円
備考 モルドバ共和国、ジンバブエ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、ガンビア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ソマリア民主共和国について		

は、平成 23 年 12 月 16 日以降は通信の取扱いを行いません。ただし、取扱い停止工事前に開始した通信は除きます。

(4) 着信課金機能を利用する II 型契約者回線等への着信に係るもの

区分		料金額
利用料	加入電話等設備又は直収通信設備からの着信に係るもの	180 秒までごとに 8 円 (税込 8.8 円)
	他社直加入電話等設備からの着信に係るもの	180 秒までごとに 8 円 (税込 8.8 円)
	公衆電話設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 25 円 (税込 27.5 円)
	携帯自動車電話設備からからの着信に係るもの	60 秒までごとに 17 円 (税込 18.7 円)
備考 加入電話等設備、直収通信設備、他社直加入電話等設備、公衆電話設備又は携帯自動車電話設備は、別表 4 に掲げる電気通信設備をいいます。		

3 第 2 種音声通信契約に係るもの

3-1 適用

区分	内容						
(1) 使用料等の適用	ア 第 2 種音声通信サービスに係る料金は、基本使用料及び利用料を合算して適用します。						
	イ 基本使用料は、音声通信番号について、次表の規定により適用します。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンプルプラン</td> <td>音声通信番号の数が 1 の場合は、基本額のみを適用し、1 を超える 1 ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td>パーソナルプラン</td> <td>音声通信番号の数が 1 から 2 以内の場合は基本額のみを適用し、2 を超える 1 ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の適用	シンプルプラン	音声通信番号の数が 1 の場合は、基本額のみを適用し、1 を超える 1 ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	パーソナルプラン	音声通信番号の数が 1 から 2 以内の場合は基本額のみを適用し、2 を超える 1 ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
	区分	基本使用料の適用					
シンプルプラン	音声通信番号の数が 1 の場合は、基本額のみを適用し、1 を超える 1 ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。						
パーソナルプラン	音声通信番号の数が 1 から 2 以内の場合は基本額のみを適用し、2 を超える 1 ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。						
備考 1 第 2 種音声通信契約者は、あらかじめ 1 の第 2 種音声通信契約ごとに 1 つの区分を選択していただきます。 2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定							

	<p>した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と3-2（料金額）の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず第2種音声通信契約申込を承諾した日の属する料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>4 第2種音声通信契約の解除があったときは、料金表通則の6の規定にかかわらず、IPデータ通信網契約解除日の属する料金月について日割は行いません。</p> <p>5 料金月（3の規定に該当する料金月を除きます。以下5の規定において同じとします。）の末日に測定した音声通信番号の数が0であったときは、その料金月の末日をもって第2種音声通信契約の解除があったものとみなして取り扱います。</p> <p>6 第2種音声通信契約者は、区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の基本使用料は、その変更の承諾日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ウ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、第1種音声通信サービスの場合に準じて行います。</p>
(2) 通信時間の測定等	<p>音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとし、ます。</p>
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとし、ます。</p>

3-2 料金額

3-2-1 使用料

基本使用料

1の契約ごとに月額

区分		音声通信番号の数	料金額
シンプルプラン	基本額	1	380円(税込418円)
	加算額	1を超える1ごとに	380円(税込418円)
パーソナルプラン	基本額	2以内	480円(税込528円)
	加算額	2を超える1ごとに	100円(税込110円)

3-2-2 利用料

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

ア イ以外の回線を利用するもの

区分	料金額
利用料	その通信を第1種音声通信サービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

イ 当社の交換設備等と当社が提供する電気通信端末設備間を接続する回線を利用するもの

区分	料金額		
利用料	料金プラン		
	3分課金プラン	1分課金プラン	秒課金プラン
	180秒までごとに 8.0円(税込8.8円)	60秒までごとに 3.8円(税込4.18円)	1秒までごとに 0.10円(税込0.11円) 上記の利用のほか音声通信1回ごとに 1.0円(税込1.1円)

(2) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの

ア イ以外の回線を利用するもの

区分	料金額
利用料	その通信を第1種音声通信サービスに係る当該携帯自動車電話設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

イ 当社の交換設備等と当社が提供する電気通信端末設備間を接続する回線を利用するもの

区分	料金額	
利用料	料金プラン	
	1分課金プラン及び3分課金プラン	秒課金プラン

	ラン	
	60秒までごとに 15.9円（税込17.49円）	1秒までごとに 0.4円（税込0.44円） 上記の利用のほか音声通信1 回ごとに1.0円（税込1.1円）

(3) 外国への通信に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第1種音声通信サービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

(4) 着信課金機能を利用するII型契約者回線等への着信に係るもの

区分	料金額
利用料	その音声通信を、着信課金機能を利用する第1種音声通信サービスに係るII型契約者回線等へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額

4 削除

5 第5種音声通信契約に係るもの

5-1 適用

区分	内容						
(1) 使用料等の適用	ア 第5種音声通信サービスに係る料金は、基本使用料及び利用料を合算して適用します。						
	イ 基本使用料は、音声通信番号について、次表の規定により適用します。						
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <td>シンプルプラン</td> <td>音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td>パーソナルプラン</td> <td>音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> </table>	区分	基本使用料の適用	シンプルプラン	音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	パーソナルプラン	音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
	区分	基本使用料の適用					
シンプルプラン	音声通信番号の数が1の場合は、基本額のみを適用し、1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。						
パーソナルプラン	音声通信番号の数が1から2以内の場合は基本額のみを適用し、2を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。						
備考 1 第5種音声通信契約者は、あらかじめ1の第5種音声通信契約							

	<p>ごとに1つの区分を選択していただきます。</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定した音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と5-2（料金額）の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらず第5種音声通信契約申込を承諾した日の属する料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>4 第5種音声通信契約の解除があったときは、料金表通則の6の規定にかかわらず、IPデータ通信網契約解除日の属する料金月について日割は行いません。</p> <p>5 料金月（3の規定に該当する料金月を除きます。以下5の規定において同じとします。）の末日に測定した音声通信番号の数が0であったときは、その料金月の末日をもって第5種音声通信契約の解除があったものとみなして取り扱います。</p> <p>6 第5種音声通信契約者は、区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の基本使用料は、その変更の承諾日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ウ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、第1種音声通信サービスの場合に準じて行います。</p>
(2) 通信時間の測定等	<p>音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。</p>
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとします。</p>

5-2-1 使用料

基本使用料

1の契約ごとに月額

区分		音声通信番号の数	料金額
シンプルプラン	基本額	1	380円(税込418円)
	加算額	1を超える1ごとに	380円(税込418円)
パーソナルプラン	基本額	2以内	480円(税込528円)
	加算額	2を超える1ごとに	100円(税込110円)

5-2-2 利用料

(1) 直加入電話等設備への通信に係るもの

ア イ以外の回線を利用するもの

区分	料金額
利用料	その通信を第1種音声通信サービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

イ 契約者が希望する場合

区分	料金額		
利用料	料金プラン		
	3分課金プラン	1分課金プラン	秒課金プラン
	180秒までごとに 8.0円(税込8.8円)	60秒までごとに 3.8円(税込4.18円)	1秒までごとに 0.10円(税込0.11円) 上記の利用のほか音声通信1回ごとに 1.0円(税込1.1円)

(2) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの

ア イ以外の回線を利用するもの

区分	料金額
利用料	その通信を第1種音声通信サービスに係る当該携帯自動車電話設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

イ 契約者が希望する場合

区分	料金額	
利用料	料金プラン	
	1分課金プラン及び3分課金プラン	秒課金プラン

	60秒までごとに 15.9円(税込17.49円)	1秒までごとに 0.4円(税込0.44円) 上記の利用のほか音声通信1回ごとに 1.0円(税込1.1円)
--	-----------------------------	---

(3) 外国への通信に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第1種音声通信サービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

(4) 着信課金機能を利用するII型契約者回線等への着信に係るもの

区分	料金額
利用料	その音声通信を、着信課金機能を利用する第1種音声通信サービスに係るII型契約者回線等へ着信する音声通信とみなした場合に適用される利用料と同額

6 削除

6-1 削除

7 第2種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの

7-1 適用

区分	内容
(1) 使用料等の適用	ア 音声通信番号に係わる基本使用料は、第2種音声通信サービスの規定により適用します。利用料は、12-2-1(利用料)を適用します。 イ 第2種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金は、メディアゲートウェイホスティング装置に係る利用料を適用します。利用料は、7-2(料金額)を適用します。
(2) 通信時間の測定等	音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。
(3) 当社の機器の故障等により正し	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。

く算定することができなかつた場合の料金の取扱い	
-------------------------	--

7-2 料金額

7-2-1 基本使用料

(1) 第2種音声通信サービス、又は第5種音声通信サービスの契約者

1の音声通信番号ごとに月額

区分	料金額
基本使用料	100円(税込110円)

(2) (1) 以外の契約者

ア 音声通話番号に関する基本使用料

1の契約ごとに月額

区分		音声通信番号の数	料金額
シンプルプラン	基本額	1	380円(税込418円)
	加算額	1を超える1ごとに	380円(税込418円)
パーソナルプラン	基本額	2以内	480円(税込528円)
	加算額	2を超える1ごとに	100円(税込110円)

イ 基本使用料

1の音声通信番号ごとに月額

区分	料金額
基本使用料	100円(税込110円)

7-2-2 利用料

(1) (2) 以外のもの

a 着信先が直加入電話等設備(固定端末系伝送路設備に係るものに限り、)に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 19.8円(税込21.78)

b 着信先が直加入電話等設備(IP電話設備であつて当社が別に定める電気通信

事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。)に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 10円(税込11円)

- c 着信先が直加入電話等設備（IP電話設備であって、(2)以外のもの）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 12.5円(税込13.75円)

- d 着信先が携帯自動車電話設備に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 19.8円(税込21.78円)

(2) ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係るもの

- a 着信先が直加入電話等設備（固定端末系伝送路設備に係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 165円(税込181.5円)

- b 着信先が直加入電話等設備（IP電話設備であって当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 40円(税込44円)

- c 着信先が直加入電話等設備（IP電話設備であって、(2)以外のもの）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 50円(税込55円)

- d 着信先が携帯自動車電話設備に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 60円(税込66円)

(3) 着信先が外国に係るもの

料金種別	料金額(免税)

利 用 料	取扱地域		60 秒までごとに次の額
	アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	70 円
	アジア 2	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	70 円
	アジア 3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	70 円
	アジア 4	朝鮮民主主義人民共和国、東ティモール	110 円
	アジア 5	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	90 円
	アジア 6	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	110 円
	アジア 7	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	150 円
	アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカを含み、ハワイを除きます。）、カナダ	50 円
	アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	110 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セント・マーテン島、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バル	130 円	

	バドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	
アメリカ4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	130円
アメリカ5	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	190円
オセアニア1	ハワイ	50円
オセアニア2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	90円
オセアニア3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	210円
オセアニア4	ニウエ、バヌアツ共和国	100円
ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	70円
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国	90円
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	90円
ヨーロッパ	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、	110円

4	アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、コソボ共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、エスワティニ王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	250 円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共	250 円

	和国、モロッコ王国	
衛星電話 1	イリジウム	520 円
衛星電話 3	インマルサット、スラーヤ	420 円

8 第3種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの

8-1 適用

区分	内容
(1) 使用料等の適用	第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金は、メディアゲートウェイホスティング装置に係る利用料を適用します。利用料は、8-2（料金額）に規定する秒数までごとに行います。
(2) 通信時間の測定等	音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。

8-2 料金額

8-2-1 使用料

1の音声通信番号ごとに月額

区分	料金額
基本使用料	100 円（税込 110 円）

8-2-2 利用料

(1) (2) 以外のもの

- a 着信先が直加入電話等設備（固定端末系伝送路設備に係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
利用料	60 秒までごとに 19.8 円（税込 21.78 円）

- b 着信先が直加入電話等設備（I P電話設備であって当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 10円（税込11円）

- c 着信先が直加入電話等設備（I P電話設備であって、（2）以外のもの）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 12.5円（税込13.75円）

- d 着信先が携帯自動車電話設備に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 19.8円（税込21.78円）

- （2）ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係るもの

- a 着信先が直加入電話等設備（固定端末系伝送路設備に係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 165円（税込181.5円）

- b 着信先が直加入電話等設備（I P電話設備であって当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 40円（税込44円）

- c 着信先が直加入電話等設備（I P電話設備であって、（2）以外のもの）に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 50円（税込55円）

- d 着信先が携帯自動車電話設備に係るもの

区分	料金額
利用料	60秒までごとに 60円（税込66円）

(3) 着信先が外国に係るもの

料金種別		料金額 (免税)	
利 用 料	取扱地域	60 秒までごとに次の額	
	アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	70 円
	アジア 2	中華人民共和国 (香港及びマカオを除きます。)	70 円
	アジア 3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	70 円
	アジア 4	朝鮮民主主義人民共和国、東ティモール	110 円
	アジア 5	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	90 円
	アジア 6	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	110 円
	アジア 7	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	150 円
	アメリカ 1	アメリカ合衆国 (アラスカを含み、ハワイを除きます。)、カナダ	50 円
	アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	110 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セント・マーテン島、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ト	130 円	

	リニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	130 円
アメリカ 5	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	190 円
オセアニア 1	ハワイ	50 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	90 円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	210 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	100 円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	70 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	90 円
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルク	90 円

	センブルク大公国	
ヨーロッパ 4	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、コソボ共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	110 円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、エスワティニ王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	250 円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和	250 円

	国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	
衛星電話 1	イリジウム	520 円
衛星電話 3	インマルサット、スラーヤ	420 円

(4) 契約者があらかじめ指定した携帯自動車電話設備への着信転送に係るもの

区分	料金額
利用料	60 秒までごとに 5 円 (税込 5.5 円)
備考	ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備への通信に係る利用料は、60 秒までごとに 165 円 (税込 181.5 円) とします。

9 第 4 種メディアゲートウェイホスティング機能に係るもの

9-1 適用

区分	内容
(1) 使用料等の適用	<p>ア 第 4 種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金は、メディアゲートウェイホスティング装置に係る基本料及び利用料を合算して適用します。</p> <p>イ 基本使用料は、1 の音声通信番号ごとに適用します。サービス開始のあった日の属する料金月について、基本使用料の支払いを要しません。(注) 基本使用料については、日割りは行いません。</p> <p>ウ 使用料は、メディアゲートウェイホスティング装置から発信する音声通信について適用します。この場合利用料の算定は、第 1 種音声通信サービスの場合に準じて行います。</p>

9-2 料金額

9-2-1 基本使用料

1 の音声通信番号ごとに月額

区分	料金額
タイプ 1	第 4 種メディアゲートウェイホスティング装置と契約者の自営端末設備の伝送において、当社が指定した電気通信サービスを利用した場合
タイプ 2	タイプ 1 以外の場合

1 0 削除

1 1 削除

1 2 第8種メディアゲートウェイホスティング機能に係るもの

1 2 - 1 適用

区分	内容
(1) 使用料等の適用	第8種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る料金は、メディアゲートウェイホスティング装置に係る利用料を適用します。利用料は、1 2 - 2 - 1（利用料）を適用します。
(2) 通信時間の測定等	音声通信に係る通信時間の測定及び当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときの取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料の取扱いは、第1種音声通信サービスの場合に準ずるものとしします。
(4) 通話録音機能	<p>相手先に係る直加入電話等設備等に当社が付与した番号（0037690）を前置して行われる音声通信及び第8種メディアゲートウェイホスティング契約に基づき当社が指定した音声通信番号に着信する音声通信に係る情報（以下この欄において「録音情報」といいます。）を当社が設置した電気通信設備（以下この欄において「通話録音装置」といいます。）に一旦蓄積する機能をいいます。</p> <p>ア 契約者は、1の音声通信番号ごとに、1 2 - 2 - 2（使用料）規定する金額の支払いを要するものとしします。</p> <p>イ 当社は、この機能を利用して録音情報を蓄積するときは、契約者及び通信の相手先双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にしたときに、その旨を契約者及び通信の相手先へ通知します。ただし、この機能を利用している契約者回線への通信であるときは、通信の相手先に限り、その旨を通知します。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、当社は、契約者から、当社が定める方法により請求があった場合は、録音情報の蓄積に係る通知は行いません。こ</p>

	<p>の場合において、録音情報の蓄積を通信の相手先の契約者回線等へ通知しないことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>エ 当社は、通話録音装置から録音情報を契約者の設備へ伝送したときは、蓄積した録音情報を消去します。</p> <p>オ エの規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている録音情報が消去されることがあります。この場合、消去された録音情報の復元はできません。</p> <p>カ 通話録音機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) カに規定する当社が別に定めるところは、「通話録音機能に関する注意事項」に定めるところによります。</p>
(5) 当社が付与した番号以外を利用した音声通信	<p>相手先に係る直加入電話等設備等に当社が、第8種メディアゲートウェイホスティングサービス付与した番号(0037690)以外の番号を前置して音声通信を行った場合は、12-2-1 使用料を適用します。</p>

12-2 料金額

12-2-1 利用料

- (1) 着信先が直加入電話等設備(固定端末系伝送路設備に係るものに限り)に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る当該直加入電話等設備への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

- (2) 着信先が直加入電話等設備(IP電話設備であって当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限り)に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る当該着信先が直加入電話等設備(IP電話設備であって当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限り)への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

(3) 着信先が直加入電話等設備（IP電話設備であって、(2)以外のもの）に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る当該着信先が直加入電話等設備（IP電話設備であって、(2)以外のもの）への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

(4) 着信先が携帯自動車電話設備に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る当該携帯自動車電話設備に係るものへの通信とみなした場合に適用される利用料と同額

(5) 着信先が外国に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る当該取扱地域への通信とみなした場合に適用される利用料と同額

(6) 契約者があらかじめ指定した携帯自動車電話設備への着信転送に係るもの

区分	料金額
利用料	その通信を第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに係る当該契約者があらかじめ指定した携帯自動車電話設備への着信転送に係るものへの通信とみなした場合に適用される利用料と同額

12-2-2 使用料

区分	単位	料金額
基本使用料	1の音声通信番号ごと	月額500円（税込550円）

第2 付加機能に係る使用料

1 料金額

1-1 IPsec終端機能

区分	単位	料金額
基 IPセキュリティプロトコルにより、	通信拠点がインタ	月額5,000円（税込

本機能	オープン通信網収容部又はインターネットゲートウェイを介して行う通信の相手先（以下「通信拠点」といいます。）と当社が設置する装置（以下「IPSec終端装置」といいます。以下この表において同じとします。）との間で、符号の伝送交換を行うことができるようにする機能であって、次の区分から成るもの	ーネットを介するものであるとき 1の通信拠点ごとに	5,500円)
追加機能	IPSec終端装置と閉域通信網利用グループとの間で、接続を行うことができるようにする機能	接続する1の閉域通信網利用グループごとに	月額10,000円(税込11,000円)
備考	<p>1 この機能は、閉域通信網契約者又はオープン通信網契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

1-2 IPセントレックス機能

区分	単位	料金額
音声通信サービスに係るII型契約者回線等又は第133条（当社又は他社の電気通信回線の接続）の規定によりそのII型契約者回線に接続される当社若しくは当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線、又は他社接続契約者回線を介して音声通信端末（この機能に対応するものに限り、）を接続し、その音声通信端末を、当社がIPデータ通信網サービス取扱所に設置した電気通信設備（以下「IPセントレックス装置」といいます。）から自動的に制御することにより、(1)欄から(10)欄に掲げる種類の機能を利用することができるようにする機能	1のIPセントレックス機能につき 1の音声通信番号ごとに	月額 1,000円(税込1,100円)
備考	<p>1 IPセントレックス機能は、第1種音声通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社が推奨する音声通信端末には、その機能の違いにより次の区分があります。この場合、1の音声通信番号に対応する自営端末設備を「内線端末」といいます。以下同じとします。</p> <p>（ア）1の音声通信端末に1の音声通信番号を割り当てるもの</p>	

	<p>(イ) 契約者からの請求により 1 の音声通信端末に 2 以上の音声通信番号を割り当てるもの。この場合、音声通信端末には、音声通信番号に対応する電話機その他の自営端末設備が接続されます。</p> <p>3 IPセントレックス機能を利用して行う音声通信に係る利用料の適用は、第 1 (使用料 (付加機能及び端末設備に係るものを除きます。) 及び利用料) の (第 1 種音声通信契約に係るもの) に定めるところによります。</p> <p>4 IPセントレックス機能の利用にあたっては、第 32 条 (アクセス回線共用化) の規定に基づいて、アクセス回線共用化を併用することができます。</p> <p>5 IPセントレックス機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	
(1)内線電話機能	<p>内線端末相互間の音声通信を、音声通信番号以外の番号をダイヤルすることにより行うことができる機能であって、次の区分に規定する音声通信を行うことができるもの</p>	
	<p>区分</p>	<p>内容</p>
	<p>(ア)VPNグループ内通信</p>	<p>同一のVPNグループ (内線番号 (IPセントレックス装置に登録された 18 桁以内の数字であって、契約者があらかじめ内線端末ごとに付与したものをいいます。以下同じとします。) をダイヤルすることにより相互に音声通信を行うことができる内線端末から構成されるグループをいいます。以下同じとします。) に所属する内線端末相互間において、内線番号により行う音声通信</p>
	<p>(イ)VPNグループ間通信</p>	<p>エンタープライズ (内線番号にVPNコード (IPセントレックス装置に登録された 10 桁以内の数字であって、契約者があらかじめVPNグループごとに付与したものをいいます。) を前置してダイヤルすることにより、相互に音声通信を行うことができるVPNグループから構成されるグループをいいます。以下同じとします。) 内の異なるVPNグループに所属する内線端末相互間においてVPNコード及び内線番号により行う音声通信</p>
<p>備考</p>	<p>1 契約者は、新たにエンタープライズを</p>	

		<p>設けるときは、当社の事務契約を行う I P データ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>2 当社は、1 のエンタープライズごとに 1 の識別子（エンタープライズを識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）を割り当てます。</p>
(2)発着信規制機能	内線端末から発信する通信又はその内線端末に着信する通信を、契約者があらかじめ指定した条件に基づいて規制することができる機能	
(3)代表機能	2 以上の内線端末について、それらの内線端末を代表する音声通信番号又は内線番号（以下この欄において「パイロット番号」といいます。）を定め、そのパイロット番号により着信があった場合に、通信中でないいずれか 1 の内線端末に接続することができる機能	
(4)自動転送機能	その内線端末に着信する通信を、契約者があらかじめ指定した条件に基づいて、契約者があらかじめ指定した他の内線端末に自動的に転送することができる機能	
	備考	<p>契約者があらかじめ指定することができる転送の条件には、次の種類があります。</p> <p>(ア) あらかじめ指定した時間帯に着信したとき。</p> <p>(イ) 通信中に着信したとき。</p> <p>(ウ) 着信に応答しないとき。</p> <p>(エ) 着信したとき（無条件に自動的に転送するもの）。</p>
(5)応答転送機能	その内線端末に着信する通信を、その着信に応答後内線端末のフックボタン等の操作により、他の音声通信端末に転送することができる機能	
(6)コールウェイティング機能	通信中に他から着信があることを知らせ、その内線端末のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができる機能	
(7)コールピックアップ機能	契約者があらかじめ指定したグループ（以下この欄において「ピックアップグループ」といいます。）内の内線端末に着信があった場合に、そのピックアップグループ内の 1 の内線端末からピックアップ特番（I P セントレックス装置に登録された 5 桁以内の数字であって、契約者があらかじめ指定したものをいいま	

	す。以下この欄において同じとします。)をダイヤルすることにより、又は他のピックアップグループ内の1の内線端末から別のピックアップ特番をダイヤルすることにより、その着信に应答して通信を行うことができる機能
(8)固定短縮ダイヤル機能	特定の通信先への呼出しを、固定短縮ダイヤル特番(IPセントレックス装置に登録された5桁以内の数字であって、契約者があらかじめ指定したものをいいます。)に続けて固定短縮番号(IPセントレックス装置に登録された2桁又は3桁の数字であって、契約者があらかじめ指定したものをいいます。)をダイヤルすることにより、行えるようにする機能であって、契約者があらかじめ指定したグループ(「固定短縮ダイヤルグループ」といいます。)内にある内線端末の全部が、この機能を共通に利用することができる機能
(9)特定番号通知機能	契約者に付与された音声通信番号又は固定電話番号(この機能を利用するII型契約者回線等がアクセス回線共用化を行っている場合であって、そのII型契約者回線等に係る着信用直収電話サービスの契約者に付与された固定電話番号をいいます。)を着信先へ通知する機能
(10)その他の付加機能(IPセントレックス機能用)	

1-3 チャンネルアップ機能

区分	単位	料金額
1つ音声通信番号で3チャンネル(通話路)以上の同時通話を可能とする機能	1チャンネルごと	月額 180 円(税込 198 円)
備考	1 この機能は音声通信契約者に限り提供します。 2 1の音声通信番号に32チャンネルまで設定できるものとします。 3 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

1-4 代表着信機能

区分	単位	料金額
2以上の音声通信用端末設備について、それらを代表する音声通信番号(以下この欄において「代表番号」といいます。)を定め、その代表番号により着信があった場合に、通信中でないいずれか1の音声通信用端末設備に接続することができる機能	1の代表番号ごと	月額 2,000 円(税込 2,200 円)

備考	1 この機能は音声通信契約者に限り提供します。
	2 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

1-5 特定番号通知機能

区分	単位	料金額
この機能を利用するⅡ型契約者回線等から行う通信について、そのⅡ型契約者回線等に係る契約者に付与された音声通信番号、1-7（着信課金機能）に規定する着信課金通信を許容するⅡ型契約者回線等に係る着信課金番号又は固定電話番号（電話サービス等契約約款で定める特定着信用直収電話サービスの契約者に付与された固定電話番号をいいます。）を着信先へ通知する機能	1の通知番号ごと	月額 200 円（税込 220 円）
備考	1 この機能は音声通信契約者に限り提供します。	
	2 この機能は直加入電話等設備でIP電話サービスに係る端末設備へは通知されない場合があります。	
	3 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

1-6 着信転送機能

区分	単位	料金額
そのⅡ型契約者回線等に着信する通信を、契約者があらかじめ指定した他のⅡ型契約者回線等、直加入電話等設備等又は外国への通信に、自動的に転送する機能	—	—
備考	1 この機能は、音声通信契約者、第3種メディアゲートウェイホスティング契約者及び第8種メディアゲートウェイホスティング契約者に限り提供します。	
	2 この機能は、1-2（IPセントレックス機能）で規定するIPセントレックス機能と併用することはできません。	
	3 この機能の利用は、当社のホームページのカスタムセルフケア画面に転送先を登録した時点から開始し、同画面からその登録を削除した時点で終了します。	
	4 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下、「転送先」といいます。）に接続して通信ができる状態にした時刻をもって、発信者のⅡ型契約者回線等又は直加入電話等設備等とこの機能を利用しているⅡ型契約者回線等との通信及びそのⅡ型契約者回線等と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。	

	<p>5 この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用している契約者が支払を要します。音声通信契約に係るものは、第1（使用料（付加機能及び端末設備に係るものを除きます。）及び利用料）のうち、（第1種音声通信役務契約に係るもの）の利用料を適用し、第3種メディアゲートウェイホスティング契約に係るものは、（第3種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの）の使用料を適用し、第8種メディアゲートウェイホスティング契約にかかるものは、（第8種メディアゲートウェイホスティング契約に係るもの）の使用料を適用します。</p> <p>6 この機能に係る転送先の契約者から、その転送される通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>7 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>
--	--

1-7 着信課金機能 [フリーボイス]

区分			
基本機能	<p>この機能を利用するⅡ型契約者回線等へ、直加入電話等設備等（別表4に掲げる電気通信設備とします。以下この表において同じとします。）から（ア）又は（イ）に規定する種類の着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与する番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う音声通信を利用して契約者があらかじめ指定したⅡ型契約者回線等又は当社が別に定める電気通信設備へ着信先が変更された音声通信を含みます。以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した契約者とし、第1（使用料及び利用料）の2-2-2の（4）、3-2-2の（4）又は4-2-2の（4）に規定する料金額をその契約者に課金することができるようにする機能</p> <p>（ア）第1種着信課金番号 電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金機能を識別するための電気通信番号を使用して当社が付与する番号（番号体系が0120-6桁のものとし、）であって、当社が別に定める直加入電話等設備等からの着信に使用できるもの</p> <p>（イ）第2種着信課金番号 電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金機能を識別するための電気通信番号を使用して当社が付与する番号（番号体系が0800-7桁のものとし、）であって、当社が別に定める直加入電話等設備等からの着信に使用できるもの</p> <p>着信課金機能には、下表の料金プランがあります。</p>		
	区分	単位	料金額
料金プラン	<p>（1）第1種着信課金プラン ア 第1種着信課金番号及び第2種着信課金番号を利用する</p>	1の着信課金番号ごとに	月額 2,000円(税込2,200円)

	ラ	ことができます。		
	ン	イ すべての追加機能を利用することができます。		
		<p>(2) 第2種着信課金プラン（シンプル） 次に規定する条件で提供します。</p> <p>ア 第1種着信課金番号及び第2種着信課金番号を利用することができます。</p> <p>イ 追加機能は、番号ポータビリティ機能、利用通話明細書（トラヒックレポート）提供機能及び着信先変更機能を利用することができます。</p>	1の着信課金番号ごとに	月額 800 円（税込 880 円）
		<p>(3) 第3種着信課金プラン（ライト） 次に規定する条件で提供します。</p> <p>ア 第2種着信課金番号のみ利用することができます。</p> <p>イ 追加機能は、利用通話明細書（トラヒックレポート）提供機能及び着信先変更機能を利用することができます。</p>	1の着信課金番号ごとに	月額 500 円（税込 550 円）
追加機能	番号ポータビリティ機能	当社が別に定める協定事業者が付与した電気通信番号（電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金番号に限ります。）を、当社が付与したものとして取り扱い、その電気通信番号を着信課金通信に利用できる機能	1の着信課金番号ごとに	—
	発信地域設定機能	着信課金機能により、通信に関する料金をその契約者に課金することを許容する地域を指定でき、	1の着信課金番号ごとに	—

	又はその通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された契約者回線等に接続する機能		
発信端末制限機能	公衆電話設備、携帯自動車電話設備からの発信について、着信課金機能への着信を制限できるようにする機能	1の着信課金番号ごとに	—
受付先変更機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をすることができ、又はあらかじめ指定された契約者回線等に接続する機能	1の着信課金番号ごとに	—
着信分配機能	1の着信課金番号による着信課金通信について、あらかじめ指定されたII型契約者回線等ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能	1の着信課金番号ごとに	—
利用通信明細書(トラヒックレポート)提供機能	契約者が指定する着信課金番号に係る通信明細を蓄積・集計する機能	1の着信課金番号ごとに	—
着信先変更機能	着信課金通信の着信先を、契約者からあらかじめ指定されたII型契約者回線等のいずれかに随時変更することができる機能	1の着信課金番号ごとに	—
同時接続数設定機能	1の着信課金番号による着信課金通信について、	1の着信課金番号ごとに	—

		あらかじめ指定された同時接続数を超える通話等があった場合、その通話等の着信を制限する機能		
	事前ガイダンス設定機能	あらかじめ指定されたガイダンスを着信先及び発信先へ送出する機能	1の着信課金番号ごとに	—
	話中時迂回機能	話中時等により接続できない場合、あらかじめ指定された設定にもとづき、着信先グループ内における別の着信先へ接続する機能	1の着信課金番号ごとに	—
	グループ外迂回機能	着信先グループ内において接続できない場合、あらかじめ指定された別の着信先グループへ接続する機能	1の着信課金番号ごとに	—
備考	<p>1 この機能は、音声通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>3 発信地域指定機能において指定することができる地域の数は、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>4 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。</p> <p>5 受付先変更機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>6 発信地域設定機能において1の着信課金番号による着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において音声通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>7 各追加機能を併用する場合の細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>8 同時接続数設定機能における同時接続数は、別に定める数の範囲内までとします。</p> <p>9 話中時迂回機能において振り分けを行うことができるのは、別に定める数の範</p>			

	圏内までとします。
--	-----------

1-8 利用料金・時間制限機能

区分									
利用料金制限機能	料金月の起算日以降に登録電話番号からこの基本機能を利用して行った通信に係る利用料の累計額が、当社が別に定める利用限度額を超えた場合、その利用限度額を超えて最初に終了した通信の終了時刻以降において、その登録電話番号からの発信を規制し、当該料金月の末日に規制を解除する機能								
利用時間制限機能	登録電話番号から当社が別に定める時間帯以外の時刻にこの基本機能を利用して発信した通信を規制する機能								
備考	<p>1 この機能は第2種メディアゲートウェイホスティング契約者及び第3種メディアゲートウェイホスティング契約者に限り提供します。</p> <p>2 利用料金制限機能は、1の登録番号ごとに提供します。</p> <p>3 利用料金制限機能の欄に規定する当社が別に定める利用限度額（消費税を含まない額とします。以下、この表において同じとします。）は、1,000円以上30,000円以内の金額（1,000円以上10,000円以内の場合は1,000円から1,000円ごとに10,000円まで、10,000円超30,000円以内の場合は12,000円から2,000円ごとに30,000円までの金額とします。）とし、この利用料金制限機能を利用する契約者は、あらかじめその金額を指定していただきます。</p> <p>4 契約者は、利用限度額を超えて終了した通信についても、その利用料の支払いを要します。</p> <p>5 利用時間制限機能は、1の登録番号ごとに提供します。</p> <p>6 利用時間制限機能の欄に規定する当社が別に定める時間帯は、次に規定する設定区分とし、この利用時間制限機能を利用する契約者は、あらかじめ設定区分を指定していただきます。ただし、複数の設定区分を重複して指定した場合は、特別日設定、曜日設定、通常設定の順位に従って機能します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設定区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常設定</td> <td>発信できる時間帯を5分単位で設定できるもの</td> </tr> <tr> <td>曜日設定</td> <td>発信できる特定の曜日を設定できるもの</td> </tr> <tr> <td>特別日設定</td> <td>発信できる特定の期日を指定できるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 契約者は、設定区分に係る時間帯を超えて終了した通信についても、その利用料の支払いを要します。</p> <p>8 起算日以外の日にご利用料金制限機能を利用開始する場合は、利用開始の申込みを当社が受け付けた時点以降次の起算日までの間の利用料を制限します。利用料金制限機能を既に利用を開始している契約者が、起算日以外の日にご利用限度額を</p>	設定区分	内容	通常設定	発信できる時間帯を5分単位で設定できるもの	曜日設定	発信できる特定の曜日を設定できるもの	特別日設定	発信できる特定の期日を指定できるもの
設定区分	内容								
通常設定	発信できる時間帯を5分単位で設定できるもの								
曜日設定	発信できる特定の曜日を設定できるもの								
特別日設定	発信できる特定の期日を指定できるもの								

	変更する場合は、起算日からの累計利用料を制限します。
9	この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

1-9 発信通信利用休止機能

区分	
契約者の請求に基づき、契約者があらかじめ指定する通信をIPデータ通信網サービス取扱所の交換設備に登録することによりその通信の発信の利用ができないようにする機能をいいます。	
備考	<p>1 この機能は第2種メディアゲートウェイホスティング契約者及び第3種メディアゲートウェイホスティング契約者に限り提供します。</p> <p>2 あらかじめ指定する通信は、国際通信とします。</p> <p>3 契約者は、この機能を請求するときは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行うIPデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>4 当社は、契約者に対するこの機能の利用の一時中断は提供しません。</p>

1-10 発信利用制限機能

区分	
指定番号発信規制機能	<p>ア 契約者があらかじめ登録した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号、第3号、第10条第2号及び第14条1号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号に限り）からの発信を通信できないようにする機能</p> <p>イ 第2種メディアゲートウェイホスティングサービス契約者には、提供しません。</p>
備考	<p>1 この機能は、音声通信サービス契約者及び第3種メディアゲートウェイホスティング契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能を利用することに伴い発生する損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3 この機能において、あらかじめ登録できる番号数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p>

1-11 着信利用制限機能

区分	
非通知着信拒否機能	契約者がこの機能の提供を請求することにより、発信元の電気通信番号（電気通信番号規則に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための番号をいいます。）を通知しない設定（以下この欄にお

	いて「非通知設定」といいます。)がされた着信を通信できないようにする機能。
指定番号着信拒否機能	<p>ア 契約者があらかじめ登録した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号、第3号、第10条第2号及び第3号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号に限ります（第10条第3号に定める電気通信番号については、当社が別に定める範囲内とします。）。）からの着信を通信できないようにする機能。ただし、発信元の電気通信番号が非通知設定されている場合、あらかじめ登録した電気通信番号からであっても、非通知着信拒否機能を利用していないときは着信します。</p> <p>イ 指定番号着信許可機能を併用することはできません。</p>
指定番号着信許可機能	<p>ア 契約者があらかじめ登録した電気通信番号（電気通信番号規則第9条第1号、第3号、第10条第2号及び第3号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するための電気通信番号に限ります（第10条第3号に定める電気通信番号については、当社が別に定める範囲内とします。）。）からの着信を通信できるようにする機能。ただし、発信元の電気通信番号が非通知設定されている場合、あらかじめ登録した電気通信番号以外からであっても、非通知着信拒否機能を利用していないときは着信します。</p> <p>イ 指定番号着信拒否機能を併用することはできません。</p>
着信拒否一括設定機能	<p>ア 当社が定める方法により契約者が契約している複数電気通信番号に対して一斉に指定番号着信拒否機能の登録及び解除が可能となる機能。</p>
備考	<p>1 この機能は、音声通信サービス契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能を利用することに伴い発生する損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>3 指定番号着信拒否機能及び代表着信機能を利用している場合には、代表番号を登録しているときには代表着信機能を利用するすべての音声通信番号への着信、代表番号以外を登録しているときにはその音声通信番号への着信に対して適用します。</p> <p>4 指定番号着信拒否機能、指定番号着信許可機能及び着信拒否一括設定機能において、あらかじめ登録できる番号数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>5 契約者が着信拒否一括設定機能を登録・解除することにより利用者に生じた損害であっても、当社は一切その損害を補償しません。</p>

1-12 データ SIM 付帯オプション（モバイルチョイス“050”×データ SIM）

区分	
	<p>ア 以下の対象契約（以下本表において「対象契約」といいます。）にかかる契約者は、楽天コミュニケーションズ株式会社（以下本表において「提供事業者」といいます。）に対する請求に基づき、対象契約にかかる1の音声通信番号につき1のデータ通信専用SIMを、対象契約にかかるサービスに付帯するものとしてその提供を受けることができるものとしします。</p> <p>【対象契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2種メディアゲートウェイホスティング契約 ・第3種メディアゲートウェイホスティング契約 ・音声通信契約 <p>イ 前項に定めるデータ通信専用SIMの提供（以下本表において「付帯オプション」といいます。）は提供事業者から行われるものとしします。</p> <p>ウ 付帯オプションに関する提供内容、提供条件その他の条件等は提供事業者の定める「モバイルデータSIMサービスプラン（ビジネス）利用規約」によるものとし、契約者が本表アに定める請求を行う場合は同規約に同意したものとみなします。</p>
備考	<p>1 この付帯オプションは第2種メディアゲートウェイホスティング契約者、第3種メディアゲートウェイホスティング契約者、音声通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 この付帯オプションは契約単位での登録となります。</p> <p>3 第2種メディアゲートウェイホスティング契約、第3種メディアゲートウェイホスティング契約、及び音声通信契約の解約があった場合は、本付帯オプションも自動解約となります。</p>

第3 電話ユニバーサルサービス料

1 適用

区分	内容	
(1) 電話ユニバーサルサービス料の適用	ア 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第143条（電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務）の規定により、次表に規定する1の電気通信番号ごとに適用します。	
	区分	電気通信番号
	音声通信サービス	音声通信番号
	IPセントレックス機能	音声通信番号
	着信課金機能	着信課金番号
	イ 電話ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、料金月の末日に利用されている電気通信番号に適用します。	
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	ア 電話ユニバーサルサービス料の日割りは行いません。 イ 料金月の末日に音声通信契約の解除又は付加機能の廃止があったとき、解除又は廃止の電気通信番号については電話ユニバーサルサービス料を適用しません。	
(3) 適用除外	ア 以下の電気通信番号は電話ユニバーサルサービス料を適用しません。 (ア) 番号ポータビリティ等により、最終利用者に見えない形で利用されている当社が付与した番号 (イ) 第2種音声通信契約に係るものについて、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合の当該音声通信番号で、その提供の開始があった日の属する料金月の末日に利用されているもの	

2 料金額

1の電気通信番号ごとに月額

区分	料金額
電話ユニバーサルサービス料	当社が別に定めるところによります

第3の2 電話リレーサービス料

1 適用

区分	内容
(1) 電話リレー	ア 電話リレーサービス料の適用については、第143条（電話ユニ

サービス料の適用	バーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務)の規定により、次表に規定する1の電気通信番号ごとに適用します。	
	区分	電気通信番号
	音声通信サービス	音声通信番号
	IPセントレックス機能	音声通信番号
	着信課金機能	着信課金番号
	イ 電話リレーサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、料金月の末日に利用されている電気通信番号に適用します。	
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	<p>ア 電話リレーサービス料の日割りは行いません。</p> <p>イ 料金月の末日に音声通信契約の解除又は付加機能の廃止があったとき、解除又は廃止の電気通信番号については電話リレーサービス料を適用しません。</p>	
(3) 適用除外	<p>ア 以下の電気通信番号は電話リレーサービス料を適用しません。</p> <p>(ア) 番号ポータビリティ等により、最終利用者に見えない形で利用されている当社が付与した番号</p> <p>(イ) 第2種音声通信契約に係るものについて、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合の当該音声通信番号で、その提供の開始があった日の属する料金月の末日に利用されているもの</p>	

2 料金額

1の電気通信番号ごとに月額

区分	料金額
電話リレーサービス料	当社が別に定めるところによります

第4 再請求書発行手数料

1 適用

区分	内容
再請求書発行手数料の適用	本約款の規定により支払いを要することとなる料金及び工事に関する費用((再請求書発行手数料)を除きます)について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)に請求書を発行した場合に適用します。

2 料金額

1の電気通信番号ごとに月額

料金額
191 円 (税込 210.1 円)

第2表 工事に関する費用

1 オープン通信網契約に係るもの

1-1 第1種オープン通信網サービスに係るもの

1-1-1 適用

工事費の適用	
(1) 工事費の適用	第1種オープン通信網サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。 ア 占有型インターネットゲートウェイポート関連工事 イ 契約者回線関連工事 ウ 屋内配線工事
(2) 品目の変更又は移転の場合の工事費の適用	第1種オープン通信網サービスにおける品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事費について、契約者回線の移転の場合の工事費は、移転先の取付け及び占有型インターネットゲートウェイポートの設定に関する工事について、屋内配線工事の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。

1-1-2 工事費の額

1-1-2-1 占有型インターネットゲートウェイポート関連工事

区分	単位	工事費の額
占有型インターネットゲートウェイポートの設定又は品目の変更に関する工事	1の占有型インターネットゲートウェイポートごとに	3,000 円 (税込 3,300 円)
占有型インターネットゲートウェイポートの利用の一時中断又は再利用に関する工事	1の占有型インターネットゲートウェイポートごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)

1-1-2-2 契約者回線関連工事

区分	単位	工事費の額
契約者回線の設置、品目の変更又は移転に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費

1-1-2-3 屋内配線工事

区分	単位	工事費の額
屋内配線の設置又は移転に関する工事	1の配線ごとに	別に算定する実費

2 音声通信契約に係るもの

2-1 適用

工事費の適用	
(1) 工事費の適用	<p>音声通信サービスに係る工事費は、次の工事ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線関連工事 イ 他社接続契約者回線関連工事 ウ DSL回線関連工事 エ 屋内配線工事 オ 音声通信番号関連工事</p>
(2) 品目の変更又は移転の場合の工事費の適用	<p>契約者回線又は回線収容機能の品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事費について、契約者回線の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、回線収容機能の変更の場合の工事費は、変更先の取付けに関する工事について、DSL回線の接続の変更の場合の工事費は、接続先の取付けに関する工事費について、屋内配線工事の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。</p>

2-2 工事費の額

2-2-1 契約者回線関連工事

区分	単位	工事費の額
契約者回線の設置、品目の変更又は契約者回線の移転に関する工事	1の契約者回線ごとに	別に算定する実費

2-2-2 他社接続契約者回線関連工事

区分	単位	工事費の額
他社接続契約者回線の回線収容機能への収容、回線収	1の回線収容機能ごとに	別に算定する実費

容機能の品目の変更又は回線収容機能の変更に関する工事		
----------------------------	--	--

2-2-3 DSL回線関連工事

区分	単位	工事費の額
DSL回線の接続又は接続の変更に関する工事	1のDSL回線ごとに	3,800円(税込4,800円)

2-2-4 屋内配線工事

区分	単位	工事費の額
屋内配線の設置又は移転に関する工事	1の配線ごとに	別に算定する実費

2-2-5 音声通信番号関連工事

区分	単位	工事費の額
音声通信番号の登録に関する工事	1の音声通信番号ごとに	500円(税込550円)

3 付加機能に係るもの

3-1 適用

工事費の適用	
工事費の適用	付加機能に係る工事費は、付加機能の利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。

3-2 工事費の額

区分	単位	工事費の額	
IPSec 終端機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	(ア) 基本機能の設定に係るもの	1契約ごとに	—
	(イ) 通信拠点の設定に係るもの	1通信拠点ごとに	5,000円(税込5,500円)
	(ウ) 追加機能の設定に係るもの	1の工事ごとに	—
IPセントレックス機能の利用開始又は	エンタープライズの 新設又は追加に係る	1のエンタープライズごとに	20,000円(税込22,000円)

利用内容の変更に関する工事	もの		
	音声通信番号の登録又は変更に係るもの	1の音声通信番号ごとに	1,000円(税込1,100円)
	特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事	着信先へ通知する1の音声通信番号又は固定電話番号ごとに	1,000円(税込1,100円)
チャンネルアップ機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事		1の音声通信番号ごとに	1,000円(税込1,100円)
代表着信機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事		1の代表番号ごとに	1,000円(税込1,100円)
特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する工事		着信先へ通知する1の音声通信番号又は固定電話番号ごとに	1,000円(税込1,100円)
着信課金機能に関する工事	基本機能の利用開始又は着信課金番号による着信通信を許容する地域の変更等基本機能の内容の変更に係るもの	1の着信課金番号ごとに	500円(税込550円)
	追加機能の利用開始又は利用時間帯の変更等追加機能の内容の変更に係るもの	1の着信課金番号ごとに	500円(税込550円)

4 通話録音機能に係るもの

4-1 適用

工事費の適用
通話録音機能に係るもの工事費は、その機能の利用開始ごとに適用します。

4-2 工事費の額

区分	単位	工事費の額
基本工事費	1の電気通信番号ごとに	500円(税込550円)

第3表 附帯サービスに関する料金

1 申請手数料

区分	単位	料金額
IPアドレスに係るもの	1の申請ごとに	1,000円（税込1,100円）
ドメイン名に係るもの	1のドメイン名ごとに	10,000円（税込11,000円）

（注）上記の手数料のほか、JPNICへの手数料（実費）が必要となります。

2 ドメイン名維持管理料

区分	単位	料金額
ドメイン名維持管理料	1のドメイン名ごとに	別に算定する実費

3 料金明細内訳書の送付手数料

料金明細内訳書（CD-ROM等の電子媒体を含みます）の送付手数料の額は、次に定める額とします。

1請求先につき送付1回ごとに

区分	手数料の額
料金明細内訳書	200円（税込220円）
着信課金機能の利用通話明細書（トラヒックレポート）	500円（税込550円）

（注）料金明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

4 請求書等発行手数料

4-1 適用

区分	内容
請求書等発行手数料の適用	請求書等発行手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなるIPデータ通信網サービス等に係る料金（請求書等発行手数料および支払手数料を除きます。）又は工事に関する費用（以下この表において「支払額」といいます。）を書面で契約者に請求（IPデータ通信網サービス等の利用契約の解除に伴う支払額の請求を含みます。）する際に適用します。

4-2 料金額

単位	料金額（税別）
1請求ごと	230円

5 支払手数料

5-1 適用

区分	内容

支払手数料の適用	支払手数料については、本約款の規定により支払いを要することとなる利用料金（請求書等発行手数料、支払手数料を除きます。）又は工事に関する費用を契約者に請求する際、5-2 料金額 の（3）に規定する支払方法の場合に適用します。
----------	---

5-2 料金額

料金等の支払方法の区分	単位	料金額（税別）
（1）クレジットカードによる支払い	支払ごと	無料
（2）金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い（（1）の場合を除きます。）		無料
（3）当社預金口座への振込みによる支払い		200円
備考		
1（1）による場合は、その支払いに係るクレジットカード会社の承認を取得できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。		
2（2）による場合は、その金融機関の預金口座又は自動払込みによる口座振替等が確認できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。		
3（3）による場合は、（3）に定める料金額の他、その振込みに係る金融機関の定める振込みの手数料（実費）については、契約者の負担となります。		

別表1 基本的な技術事項

1 第1種オープン通信網サービス

（1）イーサネット方式（10BASE-T）のもの

契約者回線の品目	規格
10Mb/sのもの	IEEE802.3 10BASE-T準拠

（2）イーサネット方式（100BASE-TX）のもの

契約者回線の品目	規格
100Mb/sのもの	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

2 音声通信サービス

（1）イーサネット方式（100BASE-TX又は100BASE-FX）のもの

契約者回線の品目	規格
100Mb/sのもの	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	IEEE802.3u 100BASE-FX準拠

(2) イーサネット方式(1000BASE-SX又は1000BASE-LX)のもの

契約者回線の品目	規格
1Gb/sのもの	IEEE802.3z 1000BASE-SX準拠
	IEEE802.3z 1000BASE-LX準拠

別表2-1

II型契約者回線等から音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等

(1) 直加入電話等設備に係るもの

ア 固定端末系伝送路設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
楽天モバイル株式会社	電話サービス等に係る 直収電話契約又は着信用直 収電話契約	電話サービス等契約約款

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入 電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービ スに係る 第1種契約、臨時第1種契 約、第2種契約又は臨時第 2種契約	総合デジタル通信サービ ス契約約款
	音声利用IP通信網サービ スに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービ ス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入 電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービ スに係る 第1種契約、臨時第1種契 約、第2種契約又は臨時第 2種契約	総合デジタル通信サービ ス契約約款

	音声利用 I P 通信網サービスに係る 第 1 種契約又は第 2 種契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等サービスに係る 専用アクセス契約	電話等サービス契約約款
KDD I 株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約 総合デジタル通信サービスに係る ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款 総合デジタル通信サービス契約約款
	F T T H 電話サービスに係る F T T H 電話契約	F T T H サービス契約約款
	光ダイレクトサービスに係る 光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款
	電話サービスに係る 直加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る 直加入通信契約	ビジネスダイレクトサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約又は加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約又はデジタル加入通信契約 I P 電話サービスに係る 第 3 種 IP 契約、第 4 種 IP 契約	電話サービス等契約約款 I P 電話サービス契約約款

	第5種IP契約、第6種IP契約	
株式会社トークネット	第2種IP電話契約又は第3種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約 オフィス光電話サービス契約 第2種IPセントレックス契約 光電話集合単体サービス契約	光電話サービス契約約款 オフィス光電話サービス契約約款 IP電話サービス契約約款 光ネット集合一括サービス契約約款
株式会社オプテージ	音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
株式会社エネコム	IP電話サービス契約 音声利用IP通信網サービス契約	IP電話サービス契約約款 音声利用IP通信網サービス契約
株式会社STNet	光電話サービス	光電話サービス契約約款
株式会社QTnet	第2種IP電話サービス	IP電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	電話サービスに係る 加入電話契約電話サービス契約約款	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムウエスト	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南・神奈川	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム九州	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム埼玉・東日本	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム札幌	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款

アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービスに係る 直加入契約	UCOM 光サービス契約約款
Colt テクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係る I S D N契約	総合デジタル通信サービス契約約款
Z I P T e l e c o m株式会社	Z I P T e l e c o m電話サービスに係る Z I P T e l e c o m電話サービス契約	Z I P T e l e c o m電話サービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	直加入電話契約 I P 電話契約	I P S 電話サービス約款

イ IP電話設備に係るもの

当社が別に定めるもの

(2) 携帯自動車電話設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社 NTT ドコモ	F O M A サービスに係る契約	F O M A サービス契約約款
	X i サービス契約に係る契約	X i サービス契約約款
	ワイドスター通信サービスに係る契約	ワイドスター通信サービス契約約款
K D D I 株式会社	a u 契約	a u (W I N) 通信サービス契約約款
	L T E 契約	a u (L T E) 通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約	a u (W I N) 通信サービス契約約款
	L T E 契約	a u (L T E) 通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3 G 通信サービスに係る 3 G サービス契約	3 G 通信サービス契約約款

別表 2 - 2

II 型契約者回線等への音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等

(1) 直加入電話等設備に係るもの

ア 固定端末系伝送路設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
楽天モバイル株式会社	電話サービス等に係る 直収電話契約又は着信用直 収電話契約	電話サービス等契約約款

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入 電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービ スに係る 第 1 種契約、臨時第 1 種契 約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービ ス契約約款
	音声利用 I P 通信網サービ スに係る 第 1 種契約又は第 2 種契 約	音声利用 I P 通信網サービ ス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入 電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービ スに係る 第 1 種契約、臨時第 1 種契 約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービ ス契約約款
	音声利用 I P 通信網サービ スに係る 第 1 種契約又は第 2 種契 約	音声利用 I P 通信網サービ ス契約約款

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等サービスに係る 専用アクセス契約	電話等サービス契約約款
KDD I 株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約 総合デジタル通信サービスに係る ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款 総合デジタル通信サービス契約約款
	F T T H 電話サービスに係る F T T H 電話契約	F T T H サービス契約約款
	光ダイレクトサービスに係る 光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款
	電話サービスに係る 直加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る 直加入通信契約	ビジネスダイレクトサービス契約約款
ソフトバンク株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約又は加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約又はデジタル加入通信契約 I P 電話サービスに係る 第 3 種 IP 契約、第 4 種 IP 契約 第 5 種 IP 契約、第 6 種 IP 契約	電話サービス等契約約款 I P 電話サービス契約約款
株式会社トークネット	I P 電話サービスに係る	I P 電話サービス契約約款

	I P 電話契約	
中部テレコミュニケーション株式会社	光電話サービス契約 光電話集合単体サービス契約 オフィス光電話サービス契約 第2種 I P セットレックス契約 オフィス光電話サービス契約 ビジネスコミュファ光電話サービス契約	光電話サービス契約約款 光ネット集合一括サービス契約約款 オフィス光電話サービス契約約款 I P 電話サービス契約約款 C T C 光電話プラス契約約款 ビジネスコミュファギガ光電話契約約款 ビジネスコミュファ光電話サービス契約約款
株式会社オプテージ	音声利用 I P 通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
株式会社エネコム	I P 電話サービス契約 音声利用 I P 通信網サービス契約	I P 電話サービス契約約款 音声利用 I P 通信網サービス契約
株式会社 S T N e t	光電話サービス	光電話サービス契約約款
株式会社 Q T n e t	第2種 I P 電話サービス	I P 電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムウエスト	電話サービス等に係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南・神奈川	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム九州	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム埼玉・東日本	電話サービス等に係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会社	電話サービス等に係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム札幌	電話サービス等に係る 加入電話契約	電話サービス契約約款

株式会社ジェイコム千葉	電話サービス等に係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービスに係る 直加入契約	直加入サービス契約約款
Colt テクノロジーサービス株式会社	総合デジタル通信サービスに係る ISDN契約	総合デジタル通信サービス契約約款
Z I P T e l e c o m株式会社	Z I P T e l e c o m電話サービスに係る Z I P T e l e c o m電話サービス契約	Z I P T e l e c o m電話サービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	直加入電話契約 IP 電話契約	IPS 電話サービス約款

イ IP電話設備に係るもの
当社が別に定めるもの

(2) 携帯自動車電話設備に係るもの

別表2-1の(2)に掲げる協定事業者の契約に基づき設置される携帯自動車電話設備とします。

別表2-3

II型契約者回線等への音声通信が可能な公衆電話設備
以下の事業者が設置するもの

設置事業者の名称
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

別表3

他社接続契約者回線に関する協定事業者の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	デジタルデータサービス契約 (第4種イーサネット型)	イーサネット通信網サービス契約約款

	通信サービスのタイプ1 (一般使用に係るもの)に 係るもの)	
アルテリア・ネットワーク ス株式会社	当社との相互接続において 指定する電気通信サービス	
株式会社ビック東海	イーサネット サービス契約	イーサネットサービス契約 約款
KDDI株式会社	パワードイーサネットサー ビス契約	KDDIパワードイーサネ ットサービス契約約款

別表4

料金表第1表第2(付加機能に係る使用料)に規定する着信課金機能へ音声通信を行うことができる直加入電話等設備等

(1) 直収通信設備

別表2-1の(1)のアの(ア)に掲げる直加入電話等設備のうち直収通信契約に係るもの

(2) 加入電話等設備

別表2-1の(1)のアの(イ)に掲げる直加入電話等設備のうち、次に掲げる協定事業者に係るもの

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

(3) 他社直加入電話等設備

別表2-1の(1)のアの(イ)に掲げる直加入電話等設備のうち、次に掲げる協定事業者に係るもの

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

KDDI株式会社(当社が別に定めるものに限りです。)

ソフトバンク株式会社

北海道総合通信網株式会社

株式会社トークネット

中部テレコミュニケーション株式会社

株式会社エネコム

株式会社STNet

株式会社QTnet

株式会社ジェイコム東京

株式会社ジェイコムウエスト

株式会社ジェイコム湘南・神奈川

株式会社ジェイコム九州
株式会社ケーブルネット下関
株式会社ジェイコム埼玉・東日本
土浦ケーブルテレビ株式会社
株式会社ジェイコム札幌
株式会社ジェイコム千葉
アルテリア・ネットワークス株式会社

(4) 公衆電話設備

第3条(用語の定義)の70欄に規定するもの

(5) 携帯自動車電話設備

別表2-1の(2)に掲げる携帯自動車電話設備

第3種メディアゲートウェイホスティングサービスに関する特約

第1条（特約の適用）

当社は、本約款における第3種メディアゲートウェイホスティングサービス〔モバイルチョイス050 ベーシックプラン（プランB）〕（以下、「本サービス」といいます。）の提供にあたり、本約款に付してこの特約を規定します。

2 本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

第2条（特約の申込み条件）

本特約に申し込みができる者は、本サービスの提供を受ける契約者もしくは加入申込者であり、かつ、当社が別に定めるアプリケーションを利用することに同意した者に限ります。

2 当社は、本特約で定める本サービスの契約を第3種メディアゲートウェイホスティングサービス〔モバイルチョイス050 プランC〕とし、本約款に定める本サービスと区別します。

第3条（サービスの変更・廃止等）

本特約に定めるサービスは、本サービスと統合を行うことがあります。また、本サービスが廃止になる場合には、本特約は廃止となります。

附則

(実施期日)

本約款は、令和元年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和元年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和2年2月28日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和2年12月31日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和3年8月26日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和3年9月6日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

本改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 本改正規定は、令和6年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(契約者に関する経過措置)

3 当社は、令和6年4月30日までの間に、第2種メディアゲートウェイホスティングサービス、第3種メディアゲートウェイホスティングサービスの申込みを当社が受諾し、その利用が開始された場合は、その契約者について第72条及び第82条の2項を適用しません。

附則

(実施期日)

1 本改正規定は、令和6年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 本改正規定は、令和6年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 本改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 本改正規定は、令和7年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 本改正規定は、令和7年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 本改正規定は、令和8年4月1日から実施します。